

南予地方局業務継続計画 (南予地方局版BCP)



愛媛県イメージアップキャラクター

みきやん

令和5年3月改定
愛媛県南予地方局

南予地方局業務継続計画（南予地方局版BCP）

目 次

第1部 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

1.1	業務継続計画の策定趣旨	1
1.2	業務継続計画の改定趣旨	2
1.3	業務継続の基本方針	2
1.4	業務継続計画の対象	2

第2部 想定する危機事象及び被害想定

2.1	本計画が想定する対象危機事象の選定	4
2.2	愛媛県地震被害想定調査の概要	4
2.3	庁舎等の被害想定	7
2.4	発災前の想定	9

第3部 非常時優先業務の概要

3.1	非常時優先業務の選定基準	1 1
3.2	非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方	1 2
3.3	非常時優先業務の選定概要	1 2

第4部 業務継続のための執行体制の確保

4.1	災害対策本部南予地方本部の設置	2 0
4.2	職員の確保	2 5
4.3	安否確認	3 3
4.4	指揮命令系統の確立	3 5
4.5	市町災害対策本部への連絡員の派遣	3 6
4.6	広域応援受入体制の確保	3 6

4.7	民間事業者等との連携	36
4.8	業務執行体制確保の発災時の対応	37

第5部 業務継続のための執務環境の確保

5.1	庁舎（執務室）	38
5.2	電力	42
5.3	上下水道	44
5.4	執務室内	46
5.5	エレベータ	47
5.6	食料・飲料水等の備蓄等	48
5.7	空調・ガス	49
5.8	公用車	50
5.9	情報システム	51
5.10	通信（電話・FAX・電子メール等）	55
5.11	来庁者への対応	57
5.12	業務資源確保の発災時の対応	59

第6部 発災前の防災対応

6.1	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	61
6.2	風水害に関する気象情報の発表時の防災対応	62

第7部 事前に実施すべき主な対策の取組方針

第8部 計画の維持管理及び推進

8.1	訓練の実施	65
8.2	業務継続計画の推進	65

<巻末参考資料>

第1部 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

1.1 業務継続計画の策定趣旨

愛媛県では、南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害や武力攻撃、テロなどの県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した場合には、災害対策本部を立ち上げ、組織の全力を挙げて災害対応に当たるとともに、県の業務が停止することにより県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要がある。

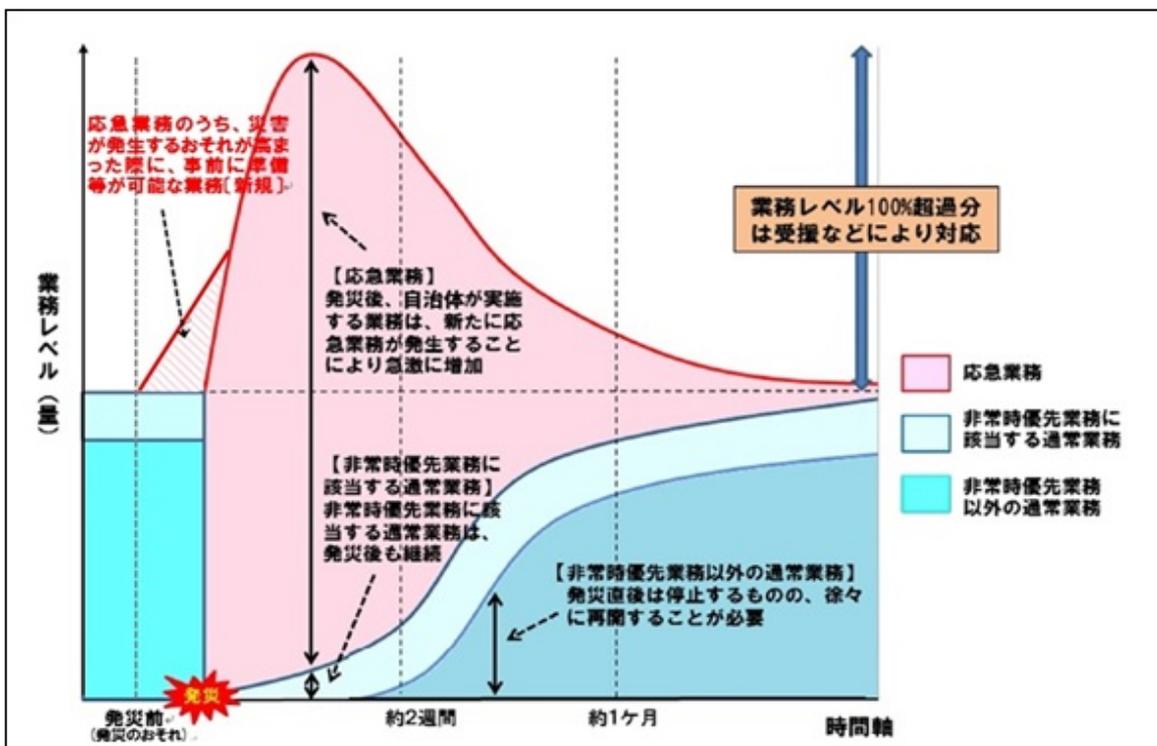
しかしながら、このような危機事象が発生した場合は、県自体も周辺地域と同様に被災し、業務実施に必要不可欠となるヒト、モノ、情報やライフライン等の人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となる恐れがある。

そのため、このような状況下でも、南予地方局の機能を維持し、県民の生命、身体及び財産を保護するという県の責務を果たすため、最優先されるべき災害応急対策業務及び継続の優先すべき通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分等の措置を事前に講じ、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう平成24年3月に愛媛県南予地方局業務継続計画（南予地方局版BCP）を策定した。

また、平成28年3月には、東日本大震災（平成23年3月）から得られた教訓、愛媛県地震被害想定（平成25年12月）を受け、より厳しい想定の下、県災害対策本部を中心として、非常時優先業務を継続して実施できるように改定を行っている。

さらに、令和3年3月には、平成30年7月豪雨災害の検証結果及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（令和元年5月）を踏まえ、発災前の対応について検討し、必要に応じて追加・修正するとともに、平成30年7月豪雨災害の経験を踏まえた見直しを行った。

業務継続計画導入後のイメージ



出典：内閣府（防災担当）「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を一部改編

1.2 業務継続の改定趣旨

南海トラフ地震による津波災害に備え宇和島庁舎の利用形態を見直すなど、PDCAサイクルのもと現計画を検証のうえ、ブラッシュアップを図り、災害対応力のさらなる強化を目指す。

1.3 業務継続の基本方針

県は、大規模災害等発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

<基本方針1>

県民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う、県民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

<基本方針2>

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。

<基本方針3>

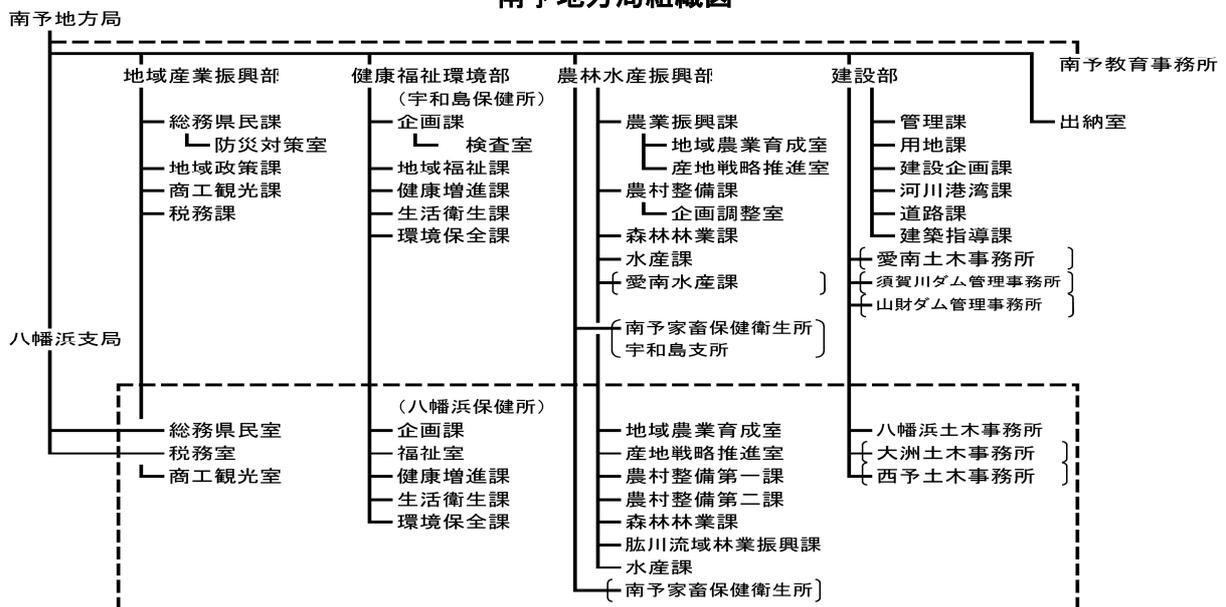
非常時優先業務以外の通常業務は、縮小・中断する。その後、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

1.4 業務継続計画の対象

1.4.1 組織の範囲

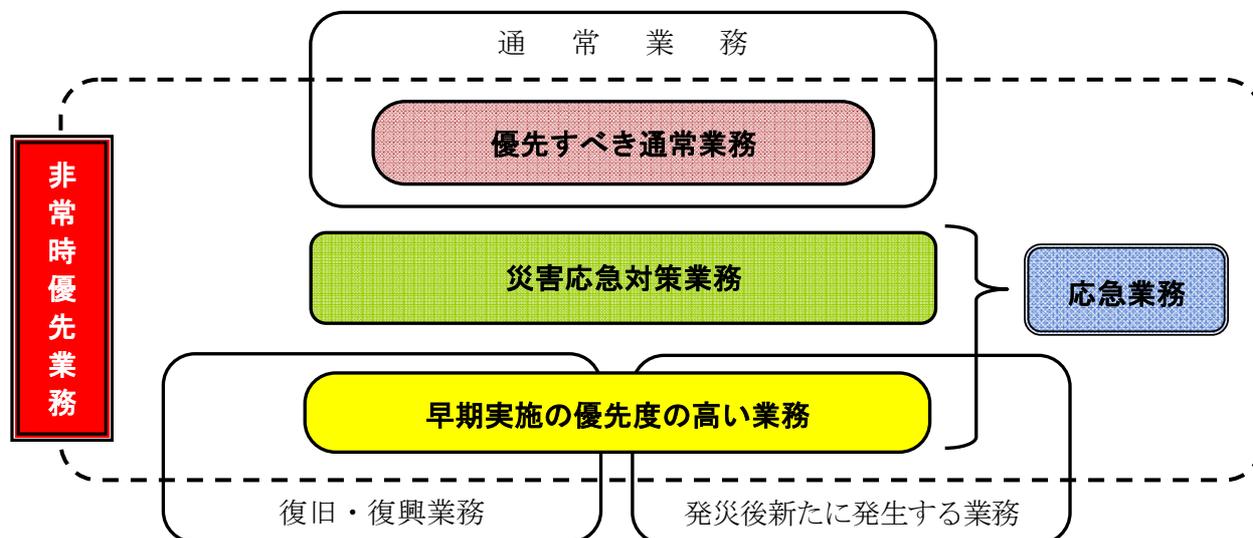
本計画は、宇和島及び八幡浜庁舎において業務を執行している地域産業振興部、健康福祉環境部、農林水産振興部、建設部、出納室、南予教育事務所及び、八幡浜支局を対象とする。

南予地方局組織図



1.4.2 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、発災前及び発災後直ちに実施すべき「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」や「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務（以下「応急業務」という。）に加え、「通常業務」のうち「優先すべき通常業務」をいう。



1.4.3 地域防災計画との関係

地域防災計画は、県や市町等防災機関が連携して実施すべき、予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画であり、一方、地方局業務継続計画は、災害時に、県（地方局及び支局（以下「地方局」という。））自体が被災し、県（地方局）の業務資源が制約を受けた場合に、県（地方局）が実施すべき地域防災計画に定められている応急業務や優先して取り組むべき通常業務などの非常時優先業務の実効性を確保するための計画である。

< 地方局業務継続計画と地域防災計画の比較 >

	地方局業務継続計画（BCP）	地域防災計画
主 体	県（地方局）	県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関
計画の内容	災害時に、県（地方局）の業務資源が制約を受けた場合においても、非常時優先業務を適正に遂行できるよう、予め対策等を検討し、定めるもの。	災害対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関が何をすべきかを定めるもの。
対象業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務 ・ 発災後新たに発生する優先度の高い業務 ・ 優先すべき通常業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 復旧・復興業務

第2部 想定する危機事業及び被害想定

2.1 本計画が想定する対象危機事象の選定

業務継続計画の策定にあたっては、平成25年に実施した「愛媛県地震被害想定調査」において、本県に最も影響の大きい「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」を対象危機事象とする。

○愛媛県地震被害想定調査（最終報告）について（平成25年12月26日）

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

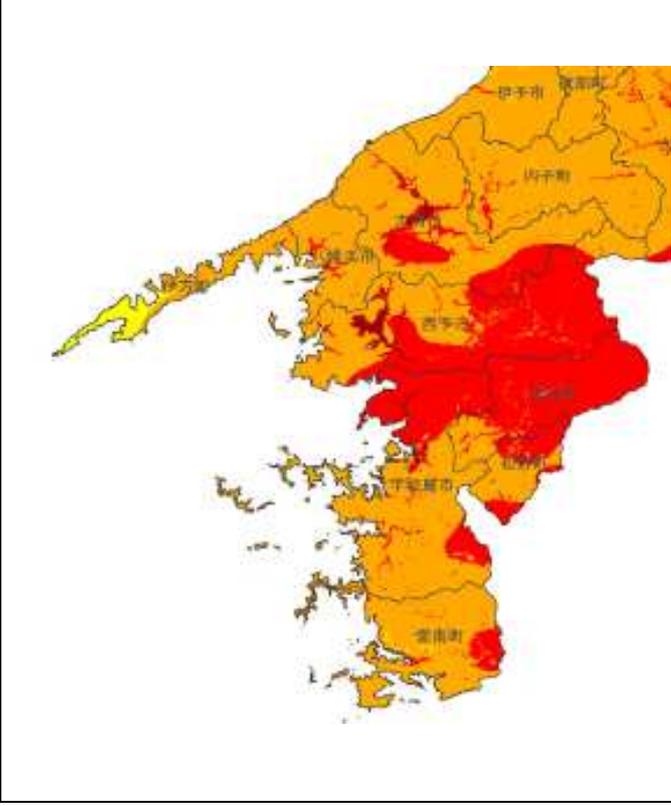
○愛媛県地震被害想定調査（第一次報告）について（平成25年6月10日）

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

2.2 愛媛県地震被害想定調査の概要（平成25年12月発表）

2.2.1 南海トラフ巨大地震の被害想定【南予地方局管内】

（人的被害：冬深夜、人的被害以外：冬18時）

項 目	被 害 想 定 等																		
地震規模	マグニチュード9.0																		
予想震度	<p>一部を除く県全域で震度6弱以上になり、低地を中心に震度6強以上の地域が広がっている。特に、南予地域では、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、伊方町、鬼北町、愛南町の平野の一部で震度7、内子町及び松野町でも震度6強と、大きな揺れになると想定される。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <table border="1" style="margin-left: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>宇和島市</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>八幡浜市</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>大洲市</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>西予市</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>内子町</td><td style="text-align: center;">6強</td></tr> <tr><td>伊方町</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>松野町</td><td style="text-align: center;">6強</td></tr> <tr><td>鬼北町</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>愛南町</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>凡 例</p> <p>震度階級</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度7 震度6強 震度6弱 震度5強 震度5弱 震度4 震度3以下 </div>	宇和島市	7	八幡浜市	7	大洲市	7	西予市	7	内子町	6強	伊方町	7	松野町	6強	鬼北町	7	愛南町	7
宇和島市	7																		
八幡浜市	7																		
大洲市	7																		
西予市	7																		
内子町	6強																		
伊方町	7																		
松野町	6強																		
鬼北町	7																		
愛南町	7																		

項目	被害想定等（南予地方局管内）					
液状化	管内のほぼ全域に液状化の危険度が高い地域が存在し、特に、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊方町及び愛南町の一部地域ではその危険度は極めて高い。					
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、地すべり危険箇所（いずれも危険度A）は、管内のほぼ全域に分布し、地震時には崩壊の危険性がある。					
津波	<p>（津波水位と到達時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊方町名取西海岸で県内最大の21.3m（最高津波水位T.P.m、以下同じ）の津波が59分で到達するほか、宇和島港で6.5mの津波が72分、八幡浜港で9.0mの津波が75分で到達し、家屋浸水などの被害が発生する危険性がある。 地震発生から4～5分後に、海辺にいる人の人命に影響が出る恐れのある±20cmの水位変化が生じる。 <p>（浸水面積）</p> <ul style="list-style-type: none"> 南予全体の浸水面積（1cm≦）は、3,699ha 					
人的被害		揺れ	土砂災害	津波	火災	計
	死者数	2,415人	34人	4,090人	436人	6,975人
	負傷者数	16,103人	44人	119人	194人	16,460人
	計	18,518人	78人	4,209人	630人	23,435人
建築物被害	全壊	81,749棟（30.5%）		管内全域で5割近い建物が全壊又は半壊となり、広範囲にわたって大きな被害が発生する。		
	半壊	48,620棟（18.1%）				
	計	130,369棟（48.6%）				
火災被害（冬18時）	出火件数	145棟		建物の密集している市街地において、揺れによる出火点が多く想定され、延焼が広範囲となり焼失件数が多くなる。		
	焼失件数	17,105棟				
電力被害		発災直後	1日後	1週間後		
	停電戸数	162,724戸	131,346戸	22,918戸		
	停電率	94.8%	76.5%	13.4%		
上水道施設被害		発災直後	1日後	1週間後	1か月後	
	断水人口	251,210人	249,319人	238,269人	139,543人	
	断水率	93.3%	92.6%	88.5%	51.8%	
下水道施設被害		発災直後	1日後	1週間後	1か月後	
	支障人口	82,263人	69,670人	30,805人	9,276人	
	支障率	96.4%	81.7%	36.1%	11.0%	
都市ガス被害（宇和島市のみ）		発災直後	1日後	1週間後	1か月後	
	支障戸数	8,100戸	7,990戸	7,332戸	5,012戸	
	支障率	100.0%	98.6%	90.5%	61.9%	
固定電話被害		発災直後	1日後	1週間後	1か月後	
	不通回線数	194,858回線	178,751回線	51,207回線	30,062回線	
	不通回線率	87.5%	80.3%	23.0%	13.5%	
※回線の復旧が進んでも、電話機自体の故障、停電、輻輳などの影響により、電話が使えない状態が発生。						
携帯電話被害	伊方町以外の8市町	支障ランクA（非常につながりにくい）				
	伊方町	支障ランクC（ややつながりにくい）				

交通施設被害	道路被害箇所	98か所	国道56号の被害大。 市町別では津波の影響を受ける西予市が最も大。		
	鉄道被害箇所	290か所	大洲市、宇和島市での被害箇所数が大。		
	港湾被害箇所	118か所	宇和島港、八幡浜港での係留施設被害が大。		
	漁港被害箇所	758か所	宇和海沿岸市町の漁港施設被害が大。		
避難者数			1日後	1週間後	1か月後
	避難者数		125,346人	130,270人	175,520人
	(上記のうち避難所滞在中)		80,271人	83,986人	52,654人
帰宅困難者	帰宅困難者		28,584人		
	居住ゾーン以外への外出者		27,881人		
物資不足量		1～3日合計	4～7日合計		
	食糧	556,009食	1,179,584食		
	飲料水	668,638 ^{リットル}	1,740,310 ^{リットル}		
	毛布		151,786枚		
医療機能支障	入院		4,964人		
	外来		9,071人		
仮設住宅	必要世帯数		14,402世帯		
仮設トイレ	不足量		1日後	1週間後	1か月後
			269基	279基	175基

2.3 庁舎等の被害想定

南海トラフ巨大地震の発生に伴う業務を継続していく上で必要な業務資源の被害を次のとおり想定する。

※このページ以降において、南予地方局総合庁舎を「宇和島庁舎」と、南予地方局八幡浜支局庁舎を「八幡浜庁舎」という。

業務資源名	被害想定			
	宇和島庁舎		八幡浜庁舎	
地震・津波の想定	宇和島市の最大震度	7	八幡浜市の最大震度	7
	宇和島港最高津波水位	6.5m	八幡浜港最高津波水位	9.0m
	同津波到達時間	72分	同津波到達時間	75分
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年築 SRC造地下1F地上8F建て 地震(揺れ)による被害は少ない。 標高3m、海岸から約1.4kmの地点に位置しており、津波が庁舎に到達する。 1階は津波により浸水する。 		<ul style="list-style-type: none"> 平成8年築 SRC造地下1F地上8F建て 地震(揺れ)による被害は少ない。 標高1.5m、海岸から約100mの地点に位置しており、津波が庁舎に到達する。 2階まで津波により浸水する。 	
電力	<ul style="list-style-type: none"> 発災後24時間程度は外部からの電源供給なし 津波による商用電源喪失後、高所移設実施済み(R2.3)の非常用電源設備により庁舎用電源を確保(3日間程度の稼働を想定) 防災通信システム用非常用電源は確保 		<ul style="list-style-type: none"> 発災後24時間程度は外部からの電源供給なし 津波による商用電源喪失後、高所移設実施済み(R2.3)の非常用電源設備により庁舎用電源を確保(3日間程度の稼働を想定) 防災通信システム用非常用電源は確保 	
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 発災後10日間程度は外部からの給水なし 高架水槽の残留水により、上水道は、1日程度は使用可能 発災後相当期間、下水道は使用不能 		<ul style="list-style-type: none"> 発災後10日間程度は外部からの給水なし 高架水槽の残留水により、上水道は、1日程度は使用可能 発災後相当期間、下水道は使用不能 	
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 発災後相当期間は外部から都市ガスの供給がないと想定。 		<ul style="list-style-type: none"> 業務への影響なし。 	
執務室	<ul style="list-style-type: none"> 一部ロッカー、キャビネットの転倒や、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱が発生すると想定。 			
エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後、1階又は最寄りの階に着床。 庁舎の電気設備復旧後、業者による点検が完了するまでは、使用不能。 耐震性に一部問題あり。 		<ul style="list-style-type: none"> 発災直後、1階又は最寄りの階に着床。 庁舎の電気設備復旧後、業者による点検が完了するまでは、使用不能。 	

業務資源名	被害想定	
	宇和島庁舎	八幡浜庁舎
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスボイラは復旧に時間を要する。 ・大会議室等はパッケージエアコンであり、電源供給により復旧。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の電気設備及び冷温水発生機の復旧までは、使用不能。 ・大会議室等はパッケージエアコンであり、電源供給により復旧。
津波避難ビル	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島庁舎は宇和島市の津波避難ビルに指定されており、津波襲来時には、庁舎7階大会議室、第一・第二会議室等を周辺住民等に開放する。津波避難者等の状況に応じて、予備室や講師控室を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜庁舎は、八幡浜市の津波避難ビルに指定されており、津波襲来時には、庁舎7階大会議室等を周辺住民等に開放する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島海上保安部が津波等により被災した場合の代替庁舎として協定を締結している。(6階会議室等) 	—
情報システム (庁内LAN等)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの使用には電力が不可欠であり、停電と同時に使用不能。 ・非常用電源設備から電力供給が受けられるものは、発災後も3日間程度の使用が可能。 	
通信 (電話・FAX・電子メール)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般電話は非常用電源設備及び交換機の蓄電池により一定時間使用可能であるが、一般回線が輻輳し、つながりにくい状態が続く。非常用電源設備による給電停止後、又は蓄電池が消耗した後は、電源が供給されるまで一般電話による通信不能。 ・災害時優先電話は使用可能。(NTT側の設備が確保されている場合)。 ・庁内LANが復旧するまで電子メールによる通信はできないと想定。 	
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策室、総務県民室、保健所、土木事務所、ダム管理事務所において、衛星携帯電話を保有。 	
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害を受け全車使用不能。 	
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の途絶等、また津波到達後から沈静化する2日間程度は登庁できない職員が出ると想定。 ・勤務時間中に発災した場合、負傷者や帰宅困難者が出る可能性がある想定。 	

2.4 発災前の想定

2.4.1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフの想定震源域で M6.8 以上の地震が発生する等、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。

具体的には、気象庁が南海トラフ沿いで観測された異常な現象が南海トラフ大規模地震と関連するか調査を開始した場合、観測後 5～30 分後に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、調査終了後、現象の規模等に応じ、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかの臨時情報を発表し、その後の状況の推移等は「南海トラフ地震関連解説情報」で発表する。

本計画においては、本県でほとんど被害が発生していない状況において南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、その情報を適切に活用して被害軽減につなげるために実施する災害応急対策を対象とする。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード 6.8 以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0 以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）（一部割れケース） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び同（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>[すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある]</p>

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲を指す。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2.4.2 風水害タイムライン

①愛媛県版タイムラインの概要（R2.3 とりまとめ）

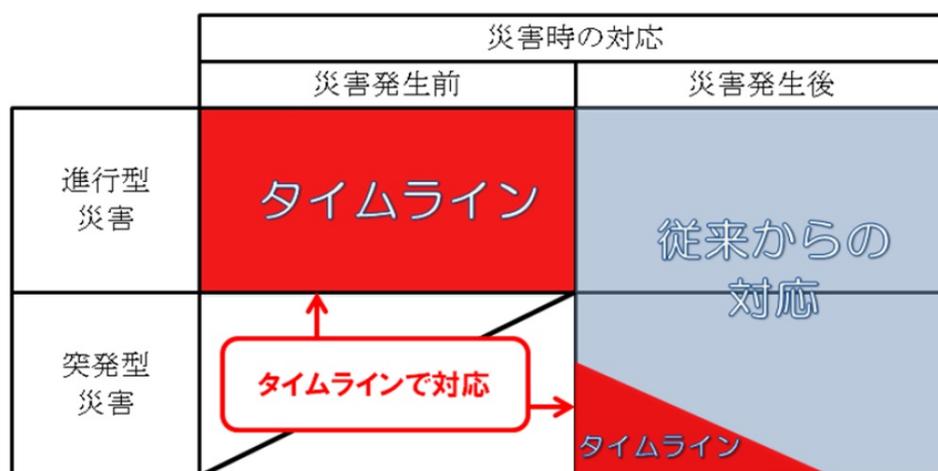
(ア) 想定災害

- 台風（大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害）

(イ) 時間軸

- 大雨の「ピーク時」の開始時刻を±0hr（ゼロ・アワー）として、その前後概ね3日間（±72hr）
- 台風が「愛媛県へ最接近或いは上陸する見込み」の開始時刻を±0hr（ゼロ・アワー）として、その前後概ね3日間（±72hr）

②タイムラインの位置づけ



③タイムライン導入による効果

- 災害時、実務担当者は「先を見越した早め早めの行動」ができる。また、意思決定者は「不測の事態の対応に専念」できる。
- 「防災関係機関の責任の明確化」、「防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止」が図られる。
- 防災関係機関間で「顔の見える関係」を構築できる。
- 「災害対応のふりかえり（検証）、改善」を容易に行うことができる。

出典：国土交通省（水災害に関する防災・減災対策本部防災行動計画ワーキング・グループ）「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」より抜粋

第3部 非常時優先業務の概要

3.1 非常時優先業務の選定基準

- (1) 南海トラフ巨大地震発生後に地方局において実施しなければならない応急業務に加え、発災時においても優先すべき通常業務を非常時優先業務として選定した（進行型の風水害による被害予見時及び、南海トラフ地震臨時情報発表時（フェーズ0）において実施・優先すべき業務を含む。）。
- (2) 業務選定方法は、各所属全体の業務の中から「影響の重大性の評価基準」に基づき地震発生からの経過時間ごとに業務の中断や業務開始の遅延が県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響度の評価を行い、発災後、4週間以内に着手する必要がある、かつ目標状況に到達しない場合に社会的影響が発生（影響の重大性の評価準Ⅲ以上）する業務を非常時優先業務とした。
- (3) また、選定した非常時優先業務を影響の重大性の評価及び業務着手時期により、より優先度の高いものからA→B→C→Dの4区分に分類した。

【影響の重大性の評価基準】

影響の重大性		目標時期までに業務を実施又は再開できない場合に伴う代表的な影響の内容
I	軽微	目標時期までに業務を実施又は再開できない場合の社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識してもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
II	小さい	目標時期までに業務を実施又は再開できないことにより若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
III	中程度	目標時期までに業務を実施又は再開できないことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
IV	大きい	目標時期までに業務を実施又は再開できないことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
V	甚大	目標時期までに業務を実施又は再開できないことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

3.2 非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方

(1) 選定した非常時優先業務について、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災前から発災後、業務ごとに業務実施（再開）時期を時系列で6つのフェーズ（発災前、初動期Ⅰ～復旧期）に区分し、復旧までの事業執行の進行管理の目安とする。

フェーズ0：	発災前3日(風水害)～7日(南海トラフ地震)
フェーズ1：	発災後3時間以内（初動期Ⅰ）
フェーズ2：	発災後24時間以内（初動期Ⅱ）
フェーズ3：	発災後3日以内（応急期）
フェーズ4：	発災後1週間以内（支援期）
フェーズ5：	発災後4週間以内（復旧期）

(2) 災害時の業務には、「応急業務」と「優先すべき通常業務」がある。

○応急業務とは

県民の生命・身体・財産を守るため、発災前及び発災直後から対応が求められる業務、災害後の復旧、復興的な業務

例) 救援・救助、情報収集・発信、施設応急対策、物資の緊急確保・輸送、廃棄物処理の応急対応、被災者生活再建支援など

○優先すべき通常業務とは

通常行っている業務の中で、発災後、速やかな開始が求められる県民の安全確保に直結する業務、また、中断により、県民生活や県経済への重大な支障、他の県や国等の業務に重大な影響、県の信用が大きく失墜または本来業務に重大な支障などを伴う業務

例) 保健医療、生活資金の供給、廃棄物の処理など

3.3 非常時優先業務の選定概要

南予地方局における非常時優先業務数は次のとおり。

	優先度別				計	応急業務		通常業務	
	A	B	C	D		件数	割合	件数	割合
地域産業振興部	28	4	3	1	36	25	69%	11	31%
健康福祉環境部	25	6	3	2	36	30	83%	6	17%
農林水産振興部	13	6	2	1	22	19	86%	3	14%
建設部	21	9	5	0	35	35	100%	0	0%
出納室	4	0	5	0	9	1	11%	8	89%
教育事務所	6	3	2	0	11	9	82%	2	18%
計	97 (65%)	28 (19%)	20 (13%)	4 (3%)	149 (100%)	119	80%	30	20%

非常時優先業務一覧

●：業務実施（再開） ■：業務終了

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況の場合									
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間	2週間		4週間								
地域産業振興部	応急対応業務（25業務）																						
	職員及びその家族の安否確認		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	被災状況に対応した庁舎内応急対策業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	電気設備の管理業務		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	本庁舎の被害報告		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	執務室の総合調整	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	電話設備の管理業務		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	給排水設備の管理業務			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	放送設備の管理業務			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	ガス設備の管理業務			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	空調設備の管理業務			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■													
	災害対策地方本部の設置・運営	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	市町の被災状況等の情報収集		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
	広域物資拠点の運営												●	⇒	⇒	■							
	県税に係る特例措置												●	⇒	⇒	■							
	非常用発電設備の管理業務		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■												
	防災通信システム及び通信機器の管理業務		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■												
	エレベーターの管理業務		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	市町へ連絡員の派遣									●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	食料・飲料水・トイレの確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	職員用休憩室の確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	一般被災者の対応			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■										
	庁舎敷地内の車両駐車規制			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
観光施設の被害の情報収集に関すること。							●	⇒	■														
企業等の被災状況把握			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
被災中小企業に対する金融支援										●	⇒	⇒	⇒	⇒	■								

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期											特定の状況の場合		
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間		2週間	4週間
地域産業振興部	優先すべき通常業務（11業務）														
	行政情報ネットワークシステムに関する業務					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	ボランティア活動の支援業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	各市町の社協が機能しない場合
	県税オンラインシステムの管理	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	納税証明書発行	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県税収納業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	免税軽油システムの管理	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	文書管理業務								●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	公印の管守業務								●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	財務会計オンライン端末管理に関する業務									●	⇒	⇒	■		
	電話交換業務				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
警備業務				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期											特定の状況の場合		
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間		2週間	4週間
健康福祉環境部	応急対応業務（30業務）														
	部内職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	部内及び関係機関との連絡調整に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	部関係の災害情報の収集伝達に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	部関係の被害の取りまとめに関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	部内の災害応急対策の推進に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	医療機関の被災状況や患者受入状況等の情報収集・分析・共有	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	避難所・救護所の設置状況や医療ニーズ、医療スタッフの需給状況等の情報収集・分析・共有	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	原子力災害時の避難住民への対応	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	救急用医薬品の確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	毒物劇物関係対策			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	課内職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
部内、課内及び関係機関との連絡調整、被災状況の取りまとめ、災害応急対策の推進	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			

所管 部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況 の場合	
		発 災 前	直 ち に	1 時 間	2 時 間	3 時 間	6 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	2 日	3 日	1 週 間	2 週 間		4 週 間
健康 福祉 環境 部	災害救助法に関すること								●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	社会福祉施設等の被害調査及び災害応急対策	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	災害時要援護者の被災調査及び援護に関する こと	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	災害救援ボランティア活動の支援に関する こと									●	⇒	⇒	⇒	■	
	継続支援している在宅精神障害者に係る被災 状況把握及び支援									●	⇒	⇒	⇒	■	
	感染症予防業務									●	⇒	⇒	⇒	■	
	在宅療養児被災状況把握及び支援	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	難病患者被災状況把握及び支援	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	食品衛生確保に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	火葬場の被害調査	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜の解体等 の許可						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	逸走した特定動物の捕獲	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	水道断水状況の調査				●	⇒	⇒	⇒	■						
	水道施設の被害調査				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
	廃棄物対策業務								●	⇒	⇒	⇒	■		
	廃棄物対策業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	廃棄物対策業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	支局管内福祉施設の被害状況の情報把握				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	優先すべき通常業務（6業務）														
微生物病理検査、理化学試験に関する業務					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			感染症・食中毒 等の発生時	
母子寡婦福祉資金に関すること											●	⇒	■		
精神保健福祉法に基づく通報対應用務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		警察等からの通 報時	
感染症法の発生届に基づく調査及び入院・就 業制限に関する事務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	感染症発生時	
結核患者保健指導用務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
食中毒調査及び苦情処理	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	食中毒等 が発 生した場合	

所管 部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況 の場合	
		発 災 前	直 ち に	1 時 間	2 時 間	3 時 間	6 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	2 日	3 日	1 週 間	2 週 間		4 週 間
農 林 水 産 振 興 部	応急対応業務（19業務）														
	部内職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	部所管県有施設の被害状況の取りまとめに 関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	農作物等の被害調査及び被害情報の収集						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	農作物等の災害技術対策						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	農地・農業用施設等の被害調査及び災害応急 対策に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	海岸及び地すべり防止施設の被害調査及び災 害応急対策に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	農地・農業用施設等の被害調査及び災害応急 対策に関すること（ダム関連）	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	農地・農業用施設等の被害調査及び災害応急 対策に関すること（ため池関連）	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	林産物及び林道の被害調査及び災害応急対策 に関すること。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	治山関係の被害報告			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
	治山関係の災害応急対策								●	⇒	⇒	■			
	造林地等の被害報告			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	森林火災の被害報告			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		大規模林野火災等	
	水産施設等の被害報告	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	台風・津波等	
	水産施設・水産物の被害調査及び対策業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	漁港施設、海岸堤防の被害調査	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	漁港施設、海岸堤防の災害応急対策	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	人的被害が想定される場合	
	漁港災害に関すること								●	⇒	⇒	⇒	■		
	水産被害に関すること								●	⇒	⇒	⇒	■		
優先すべき通常業務（3業務）															
資金に関すること											●	⇒	⇒		
治山事業の実施									●	⇒	⇒	⇒	⇒		
漁港漁場整備に関すること										●	⇒	⇒	⇒		

所管 部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期											特定の状況 の場合		
		発 災 前	直 ち に	1 時 間	2 時 間	3 時 間	6 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	2 日	3 日	1 週 間		2 週 間	4 週 間
	応急対応業務（35業務）														
	地震・津波情報の収集	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	部（所）内職員及び家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	■									
	職員の登庁状況及び人員配置	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	執務環境の被害状況調査に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	通信連絡手段の使用可否の確認及び確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■					
	公用車の確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	備蓄物品の数量確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	所管する公共土木施設の被害状況の把握に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	南レク公園施設の被害状況の把握に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	工事施工中箇所等の被害状況の把握に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■					
	所管する公共土木施設の被害状況(全容)の把握に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	被災施設付近への立ち入り防止措置の実施に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
建設部	県庁各課との連絡調整			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	局内（総務県民課）の連絡調整			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	道路通行規制に関すること			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	道路通行規制に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	他の交通機関の（被害）状況に関すること				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	道路啓開に関すること				●	⇒	⇒	■							
	緊急輸送に寄与する道路の応急復旧に関すること									●	⇒	⇒	⇒	■	
	その他道路の応急復旧に関すること										●	⇒	■		
	応急復旧に関すること（道路以外）						●	■							
	大規模災害時の応援協定の運用に関すること										●	⇒	■		
	大規模災害時の応援協定の運用に関すること										●	⇒	■		
	被災宅地危険度判定に関すること									●	■				
	水防活動に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	発災時に水害の恐れがある場合
	災害対策用機械類の応援要請に関すること					●	⇒	⇒	■						要請が必要な場合
	非常災害の際の土地の使用に関すること								●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	土地の使用が必要な場合

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況の場合
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間	2週間	
建設部	諸手続きの弾力的運用に関すること							●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	土砂、がれき、残骸物の仮置き用公共空地の調査及び関係機関との調整に関すること						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	災害報告に関すること							●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	公営住宅の被害調査に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■						
	住宅の被害調査(応急危険度判定等)に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	県営住宅の災害応急対策に関すること						●	⇒	⇒	⇒	■			
	災害時の公営住宅の供給及び指導等に関すること							●	■					
	公営住宅への一時人居に関すること									●	⇒	⇒	⇒	■
優先すべき通常業務（0業務）														

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況の場合	
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間	2週間		4週間
応急対応業務（1業務）															
	室内職員及びその家族の安否確認		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■						
優先すべき通常業務（8業務）															
出納室	支出審査業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	収入審査業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	審査済入力業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	審査済入力締切日	
	債権者登録業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	給与法定外控除取りまとめ業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	給料日の12営業日前	
	財務会計オンラインシステムの運用管理	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	入札業務							●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	えひめ電子入札共同システムの運用	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		

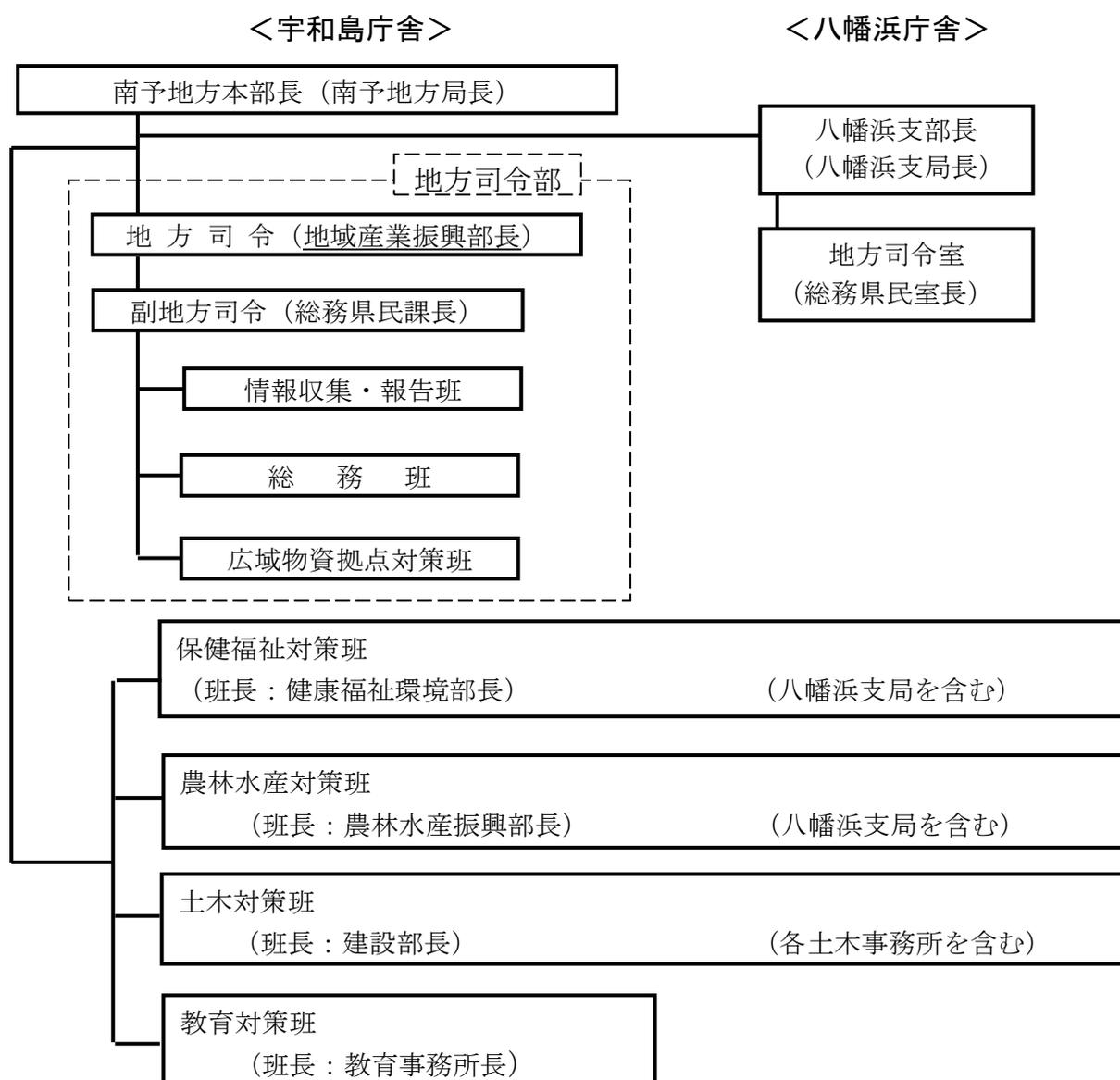
所管 部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期											特定の状況 の場合		
		発 災 前	直 ち に	1 時 間	2 時 間	3 時 間	6 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	2 日	3 日	1 週 間		2 週 間	4 週 間
南 予 教 育 事 務 所	応急対応業務（9業務）														
	南予教育事務所内職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	管内の災害情報の収集、伝達に関する事	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							市町施設
	職員の動員及び要員の確保、教職員の動員及び調整に関する事										●	⇒	■		
	他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整に関する事										●	⇒	■		
	教職員定数の確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	被災児童生徒等への支援対策								●	⇒	⇒	■			
	授業再開の決定・連絡	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	児童生徒の保健衛生対策	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■						
	学校給食の被害状況の把握及び学校給食の再開状況の確認								●	⇒	⇒	⇒	■		
優先すべき通常業務（2業務）															
被災者電話教育相談窓口の開設										●	⇒	⇒	⇒	⇒	
教員採用試験	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	試験前日の場合

第4部 業務継続のための執行体制の確保

4.1 災害対策本部南予地方本部の設置

地方局は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合は、災害対策を総合的かつ迅速に行うため、災害対策基本法、県災害対策本部条例及び県災害対策本部要綱に定めるところにより、直ちに、知事を本部長とした「県災害対策本部」が設置され、南予地方局においても地方局長を南予地方本部長とする「県災害対策本部南予地方本部」（以下「南予地方本部」という。）を設置し、県の組織を挙げて災害応急対策を実施する。

南予地方本部の体制は次のとおり。



＜南予地方本部＞

発災後2時間以内に「南予地方本部会議」を開催する。その後、必要に応じて「南予地方本部会議」を開催し、応急対策に関して協議する。

南予地方本部長の指示
あるいは、八幡浜支部長が必要と認めた場合

＜八幡浜支部＞

南予地方本部長の指示があった場合又は支部長が必要と認めた場合は、発災後2時間以内に「八幡浜支部会議」を開催し、応急対策に関して協議する。

4.1.1 南予地方本部の設置場所

南予地方本部は宇和島庁舎に設置し、八幡浜支部は八幡浜庁舎に設置する。

4.1.2 南予地方本部の活動スペース

（1）地方司令部及び支部の活動スペース

地方司令部のスペースは宇和島庁舎7階大会議室とするが、地震津波時の初動期は、大会議室に津波避難者等を受け入れることから、停電時にも通信手段が確保できる4階総務県民課及び地域政策課執務室で活動し、スペース不足が生じた場合は、税務課執務室を使用する。その後、エレベータの復旧や津波避難者の退去など体制が整った後は、7階大会議室とする。

同様に、地方本部会議のスペースも7階大会議室とするが、地震津波時の初動期は、地方司令部の活動スペース内で少人数体制により開催することとし、その後は、地方司令部の移動に併せる。

八幡浜支部については、八幡浜庁舎4階災害対策室を使用する。

（2）各対策班の活動スペース

各対策班については、原則、庁舎の各執務室において所掌する非常時優先業務を実施することとなるが、災害情報等の一元化を図るため、南予地方本部が設置される4階総務県民課等の執務室又は7階大会議室に各対策班の連絡員を置き、情報共有を図る。

（3）他機関・他部局からの応援部隊等の活動スペース

応援部隊との情報共有を図るため、地方司令部の活動スペースに近い会議室等を提供する。

宇和島庁舎7階大会議室で地方司令部が活動する場合、津波警報等の解除により津波浸水のおそれなくなり、津波避難者退去後の会議室等（7階予備室や講師控室等）を使用する。

八幡浜庁舎では、7階中会議室を使用する。

＜参考＞ 国等による主な支援チーム

関係機関	支援チーム名
自衛隊	災害派遣部隊
消防庁	緊急消防援助隊
警察庁	警察災害派遣隊
総務省ほか	総括支援チーム（GADM）
厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

※内閣府（防災）作成の「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（R3.6）」より引用

4.1.3 南予地方本部会議及び八幡浜支部会議の開催

南予地方局並びに八幡浜支局は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合は、直ちに災害対策南予地方本部並びに八幡浜支部を設置し、当面の応急対策活動等について協議するため、発災後2時間以内に南予地方本部会議並びに八幡浜支部会議を開催する。

＜南予地方本部会議の構成員＞

地方本部長		南予地方局長
地方司令部	地方司令	地域産業振興部長
	副地方司令	総務県民課長
	情報収集・報告班長／副班長	防災対策室長／地域政策課主幹
	総務班長／副班長	地域政策課長／総務県民課長補佐
	広域物資拠点対策班長／副班長	税務課長／税務課主幹
対策班	健康福祉対策班長／副班長	健康福祉環境部長／保健統括監、企画課長
	農林水産振興対策班長／副班長	農林水産振興部長／農業振興課長
	土木対策班長／副班長	建設部長／管理課長
	教育対策班長／副班長	南予教育事務所長／南予教育事務所次長
八幡浜支部長		八幡浜支局長

＜八幡浜支部会議の構成員＞

支部長		八幡浜支局長
地方司令室	地方司令室長／補佐	総務県民室長／総務県民室主幹
対策班	健康福祉対策班	保健統括監
	産業経済班	地域農業育成室長
	土木対策班	建設技術監

4.1.4 宇和島庁舎及び八幡浜庁舎の代替施設の選定

（1）宇和島庁舎の代替施設の選定

宇和島庁舎が被災等により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。

(2) 八幡浜庁舎の代替施設の選定

八幡浜庁舎が被災等により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。

4.1.5 参集職員の初動対応

(1) 特定幹部職員の地方局・支局近傍への居住

特定幹部職員については、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、いち早く庁舎に登庁できるよう、地方局及び支局の近傍に居住している。

(2) 緊急配備要員の対応

- ① 地方局（本局及び支局）では、「地震発生時の緊急配備要領」の規定に基づき、勤務時間外に震度4以上の地震を感知した時及び津波注意報・警報が発表された時は直ちに参集し初動の応急業務を実施するため、庁舎近傍（概ね3km以内）に居住する職員の中から各10名を緊急配備要員として指名している。
- ② 緊急配備要員は5名ずつの2班体制としているが、勤務時間外に南海トラフ巨大地震など震度6弱以上の大地震が発生した場合は、緊急配備要員全員が発災後直ちに参集し、初動の応急業務を実施する。
- ③ 宇和島庁舎は宇和島市の津波避難ビルに、また八幡浜庁舎は八幡浜市の津波避難ビルにそれぞれ指定されていることから、庁舎への津波到来が予想される場合には、緊急配備要員（総務班員が到着している場合は総務班員）は庁舎警備員と連携の上、②の業務に加え、庁舎玄関及び7階会議室等を開錠し、津波避難ビルとして周辺住民等に開放する。
- ④ 地方司令部(室)職員登庁後、緊急配備要員は業務を引き継ぎ、以降、地方司令部(室)の体制が整うまで地方司令部(室)職員の指示に従い、引き続き災害対策室で応急業務に従事する。

(緊急配備要員が実施する初動の応急業務)

- 防災通信システム機器類の起動
 - 本庁からの情報の受領
 - 市町災害対策本部設置状況の確認
 - 市町からの被害状況の収集
 - 被害状況等の本庁への報告 等
- ※（津波被害が想定される場合には）津波避難ビルとして周辺住民を受け入れるための庁舎正面・裏玄関、7階大会議室、第一・第二会議室等の開錠、避難住民の誘導

(3) 地方司令部(室)の初動対応

登庁後直ちに庁舎4階に参集し、緊急配備要員から業務を引き継ぎ、地方本部(支部)体制の確立及び災害対策室での活動準備等の応急業務に従事する。

(初動の応急業務)

- 1 庁舎（設備も含む。）の被災状況について、警備員からの聴取及び見回りを実施し、二次災害防止のため危険箇所を明示し、職員への注意喚起を促す。
- 2 職員の安否確認、支部体制の確立及び各対策班の体制の確認
- 3 本庁、本局及び支局内各対策班並びに各市町災害対策本部等との連絡体制の確立。（被災状況確認・報告及び担当窓口の確認等）
- 4 災害対策室等における活動準備
 - 災害対策室内の片付け・整理
 - パソコン・TV等機器類の起動
 - 通信手段の確保（衛星携帯電話の準備等）
 - ホワイトボードの設置
 - 地図（オーバーレイ）の準備
 - 地方本部会議（支部会議）の開催準備 など

(4) 各対策班参集職員の初動対応

登庁後直ちに平常時の執務室に参集し、所属職員の安否確認や所属の指揮命令系統の確保、災害情報の収集等の応急業務に従事する。

(初動の応急業務)

- 1 執務室、設備等の被災状況の確認及び地方司令部(室)への報告。
- 2 職員の安否確認、指揮命令系統の確立等体制の確保及び地方司令部(室)等への報告
- 3 地方司令部(室)、本庁対策部、本局対策班及び市町等関係機関との連絡体制の確立。（被災状況確認・報告及び担当窓口の確認等）
- 4 執務室の片付け及び重要業務資源の確保
- 5 災害情報の収集及び報告
- 6 揺れ・浸水被害により執務室の移転を要する場合は、その移転準備 など

(5) 管内市町災害対策本部への連絡員（災害時情報収集職員（リエゾン））の派遣

県では愛媛県災害対策本部設置要綱第12条の規定により、被害情報等を迅速かつ的確に把握し、県災害対策本部等に報告するため、地方本部長が必要と認めるときは、所属職員を市町へ派遣することとしている。

このため、大地震発災直後から円滑に情報収集等が実施できるよう、予め連絡員として派遣する職員を交替要員と合わせて指名している。

(連絡員（災害時情報収集職員（リエゾン））の活動内容)

- ・ 地方本部（支部）等から被災市町までの経路における被害情報の収集および報告
- ・ 被災市町における被害情報の収集及び報告
- ・ 被災市町からの要請事項等の伝達及び調整 等

4.2 職員の確保

4.2.1 職員の参集体制

県では、夜間や休日等の勤務時間外に大規模地震等が発生した場合の職員の動員体制の周知徹底を図るため、参集のための連絡方法等を明記した「危機発生時の職員行動基準」を全職員に配布、携帯させており、危機発生時、職員はこの基準に基づき参集し、非常時優先業務に従事することとしている。

また、職員は愛媛県防災メールに自身の安否情報・参集可否を入力し、返信する。

【職員行動基準】

- (1) 職員は、所定の場所に参加し、非常時優先業務に就く。ただし、被災により庁舎等の使用が困難な場合は、地方司令部(室)の指示に従う。
- (2) 各部の参集状況は、幹事課が部内を取りまとめ、発災1時間後、3時間後に、それ以降は3時間毎に地方司令部(室)へ報告する。
- (3) 職員や家族又は家屋の被害等により参集することが困難な場合は、自宅等で待機し、所属から連絡が常時取れるよう努める。
- (4) 次に掲げる事由により参集が困難な場合は、原則、所属への安否報告を行ったうえで、自宅待機等するものとする。
 - ① 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院等の必要がある場合
 - ② 職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難している場合
 - ③ 参集途上において、救命活動等に参加する必要がある場合
 - ④ 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難な場合
 - ⑤ 公共交通機関が運休している場合で、その距離が概ね20km以上の場合
 - ⑥ その他前各号に掲げる事由に類する場合
- (5) なお、職員は地震等による自宅の被害を軽減し、確実に参集できるよう家具の固定や住宅の耐震化等に努める。

<登庁に当たっての注意事項>

①服装

作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋

②携帯品

携帯電話(充電器含む)、身分証明書、3日分の飲料水(ペットボトル等)や食料、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯

③参集方法

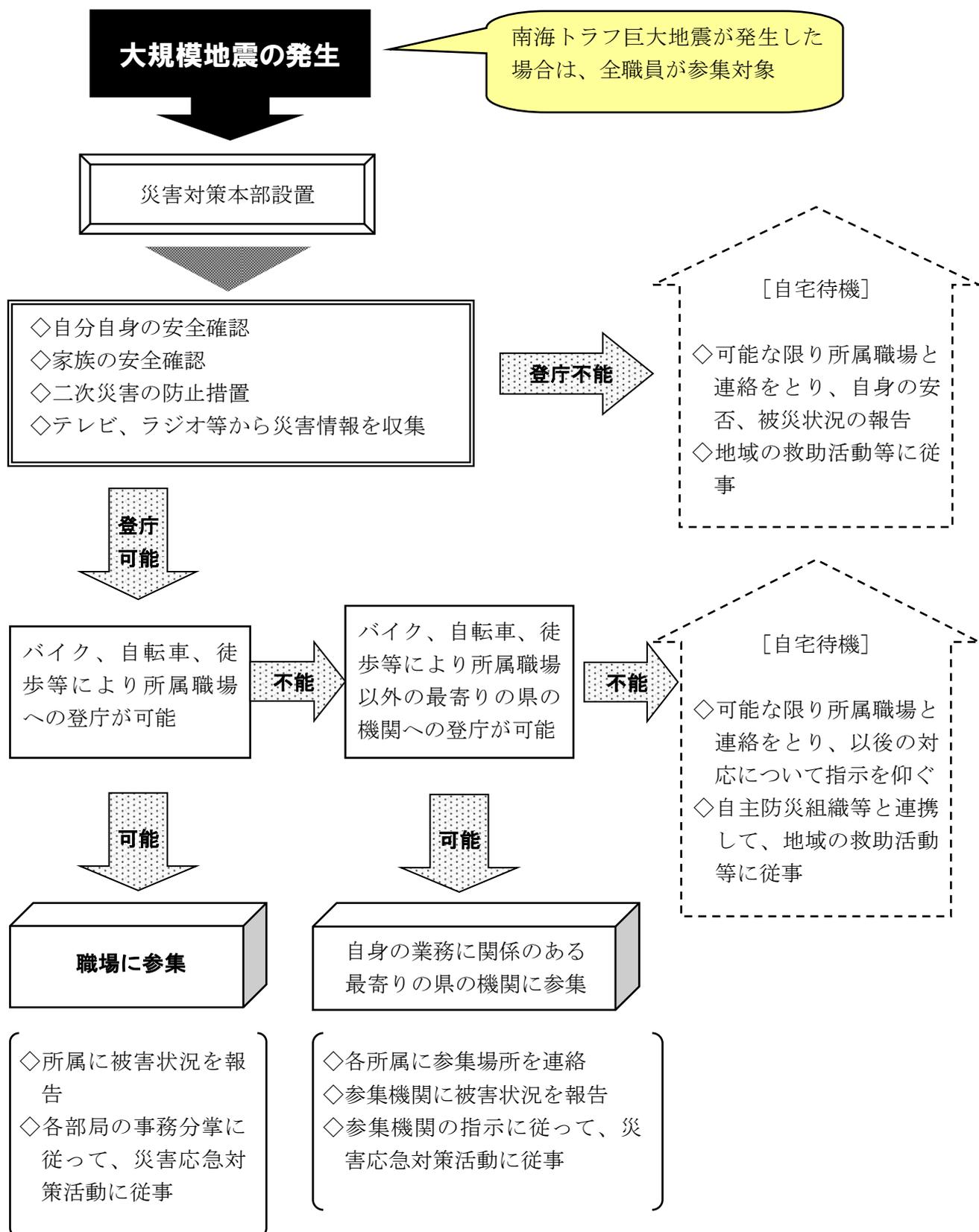
自動車は原則使用しない

※飲料水は、1日3ℓが必要とされており、3日分は9ℓ。

※食料等は、3日分を非常用持出し分として家庭に備蓄するとともに、参集時の負担にならないように勤務所の更衣室等に備蓄しておくことが望ましい。

【大規模地震発生時の職員参集フロー】

「危機発生時の職員行動基準」による、勤務時間外に南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した場合の職員参集フローは下図のとおり。



4.2.2 大津波警報等が発表された場合の職員行動方針

南海トラフ巨大地震により大津波が発生した場合、浸水想定域内に所在する宇和島庁舎及び八幡浜庁舎は、職員が参集できなくなるばかりでなく、参集途中で津波と遭遇すれば危険に晒されることとなり、参集は安全確保が前提となる。しかし、このような場合でも、両庁舎は地域の災害対応の拠点としての機能を維持するため、要員確保に努めなければならない。

よって、両庁舎に参集又は勤務する職員は次により行動し、非常時優先業務に従事する。

【行動方針】

1 勤務時間外に地震が発生した場合

- (1) 職員は、庁舎の浸水被害が想定される場合には、自身の安全を確保したうえで津波到達までに参集が可能と判断した場合に限り、勤務先庁舎に登庁し、優先すべき災害応急対策に従事する。
- (2) 勤務先庁舎へ参集できない職員は、「危機発生時の職員行動基準」又は上司の指示に従って行動し、津波が沈静化するまで登庁しない。

2 勤務時間内に津波が発生した場合

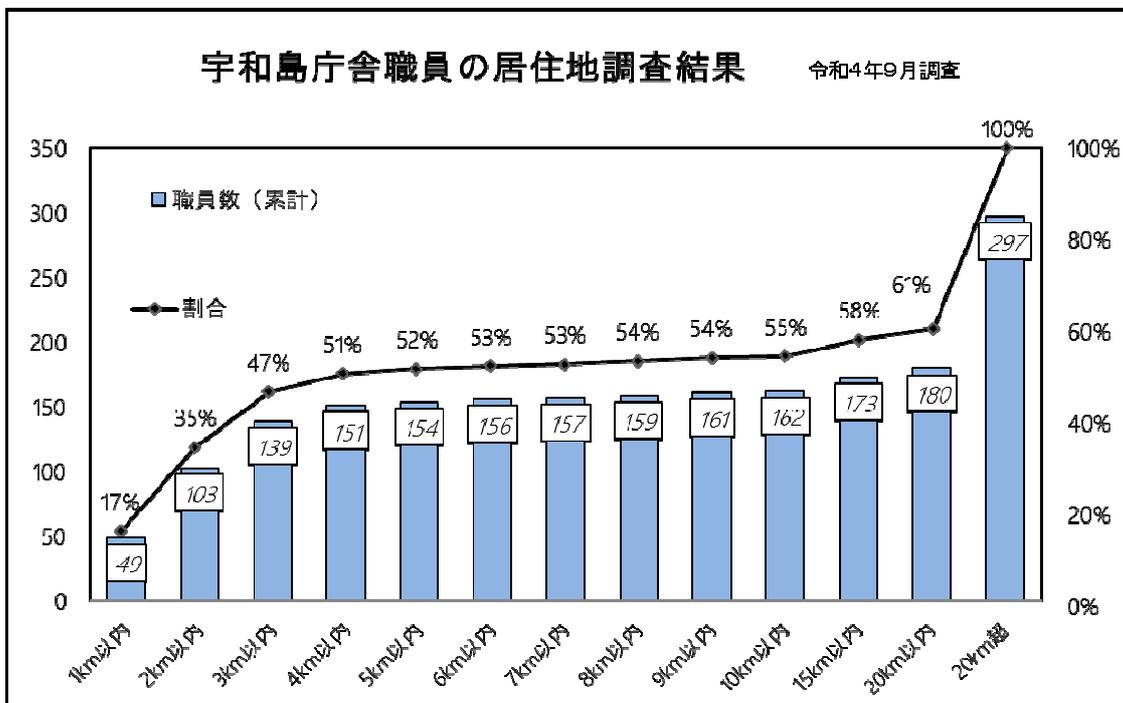
- (1) 津波が庁舎に到達すると予想される場合、在庁者は、宇和島庁舎においては2階以上へ、八幡浜庁舎においては3階以上へ一時退避する。
- (2) 原則庁舎外へ出ることを禁止。緊急の場合は上司の許可を得る。

4.2.3 職員の参集可能人数

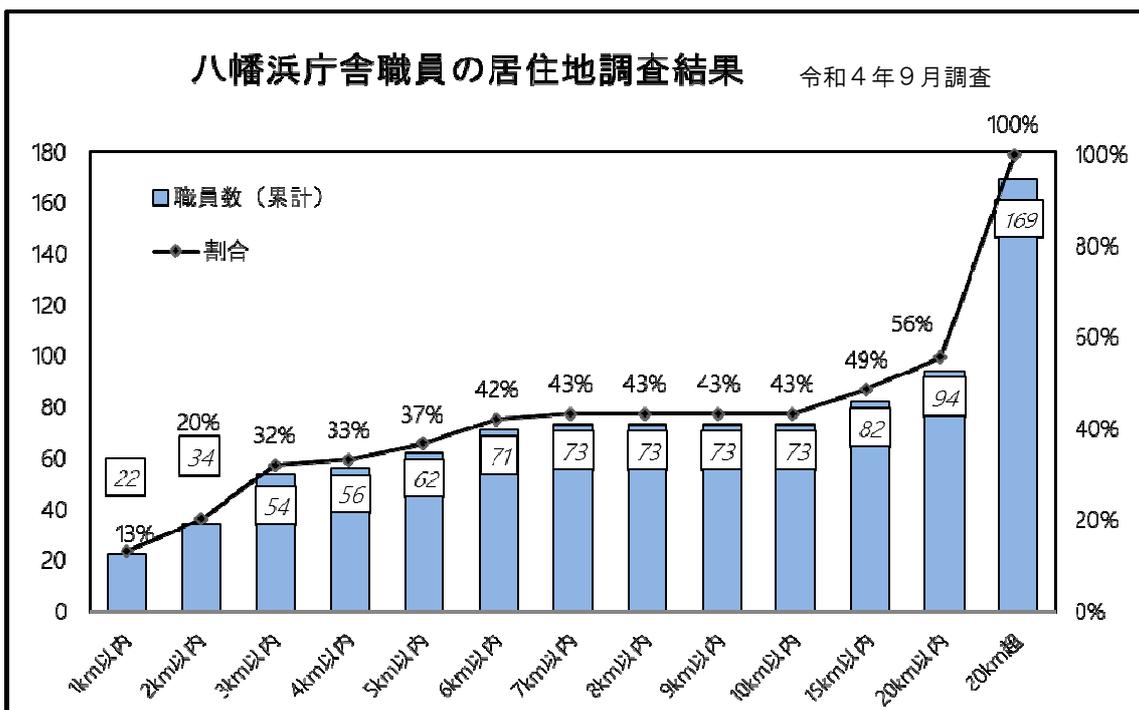
(1) 職員の居住状況（令和4年9月調査）

勤務時間外に発災した場合の職員参集可能人数を把握するため、南予地方局に勤務している職員約500人を対象に「職員の参集状況把握調査」（職員の居住地から各庁舎までの通勤距離に関する調査）を実施した。

各庁舎別の職員通勤距離状況は次のとおりである。



宇和島庁舎では、2km圏内に3割、4km圏内に5割にあたる職員が居住している。一方で、4割もの職員が20kmを超える距離から通勤している結果となった。



八幡浜庁舎では、3km圏内に3割、15km圏内に5割にあたる職員が居住している。一方で、約4割もの職員が20kmを超える距離から通勤している結果となった。

(2) 職員の参集可能人数の予測

職員の参集可能人数の予測に当たっては、上記(1)の「職員の居住状況」を踏まえるほか、職員の家屋の被害及び本人・家族の被害等による登庁不能、津波による浸水被害、道路・鉄道被害及び被災現場での救急活動などによる参集遅延等についても考慮するため、県地震被害想定調査結果等に基づき、次に掲げる条件を設定し、参集可能な職員数を時系列に予測した。

①登庁方法

発災当初は、鉄道施設も被害を受け運行不可能な状態となることや、道路についても瓦礫の除去等の作業が行われ、公共交通機関や自動車による参集は困難であると想定されるため、これらのことも考慮し参集条件を厳しく設定。

徒歩（時速3km）で参集することとして予測

②参集する庁舎の選択

20km圏外の職員は交通機関の途絶等により3日間参集不能と想定するが、津波警報等が解除後であっても、道路啓かい等の状況により在勤庁への参集が不可能な場合は、他方の庁舎（宇和島庁舎に勤務する職員は八幡浜庁舎、八幡浜庁舎に勤務する職員は宇和島庁舎）や最寄りの庁舎へ参集することとする。

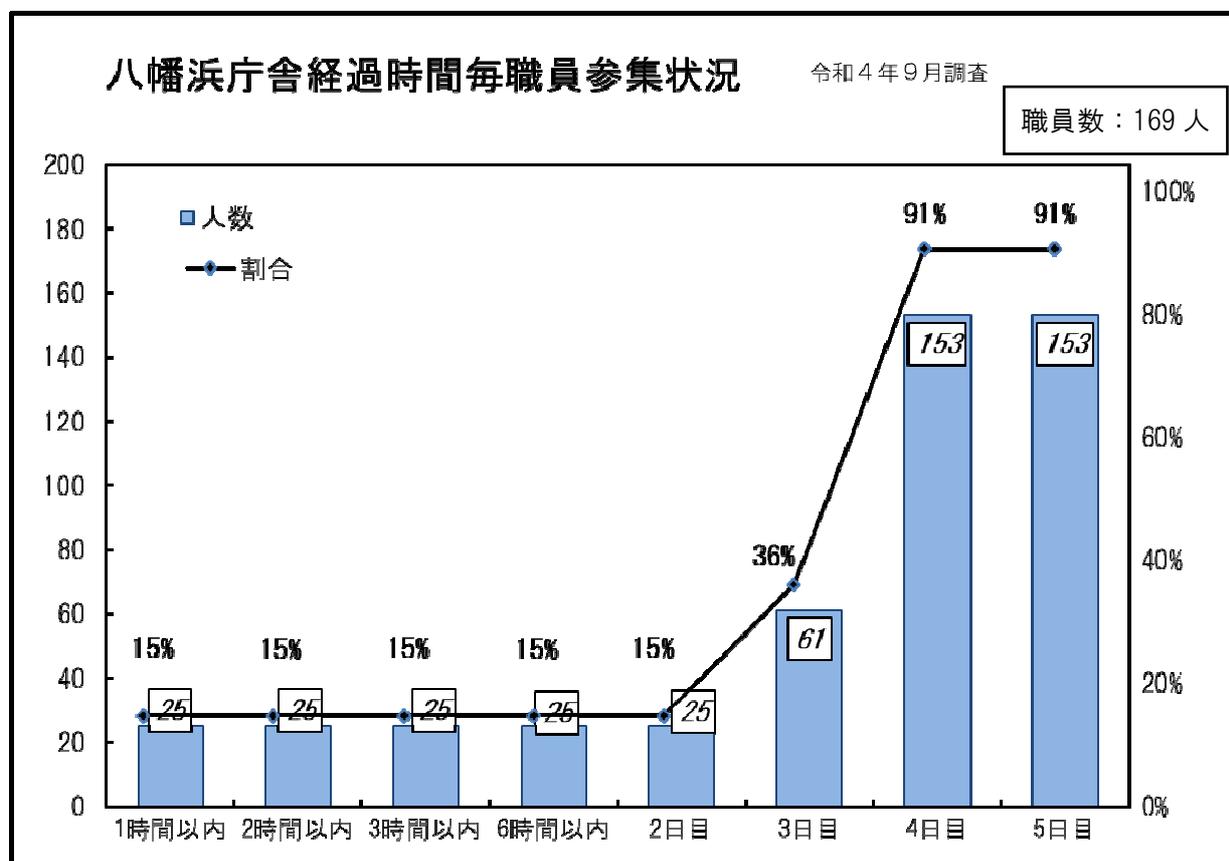
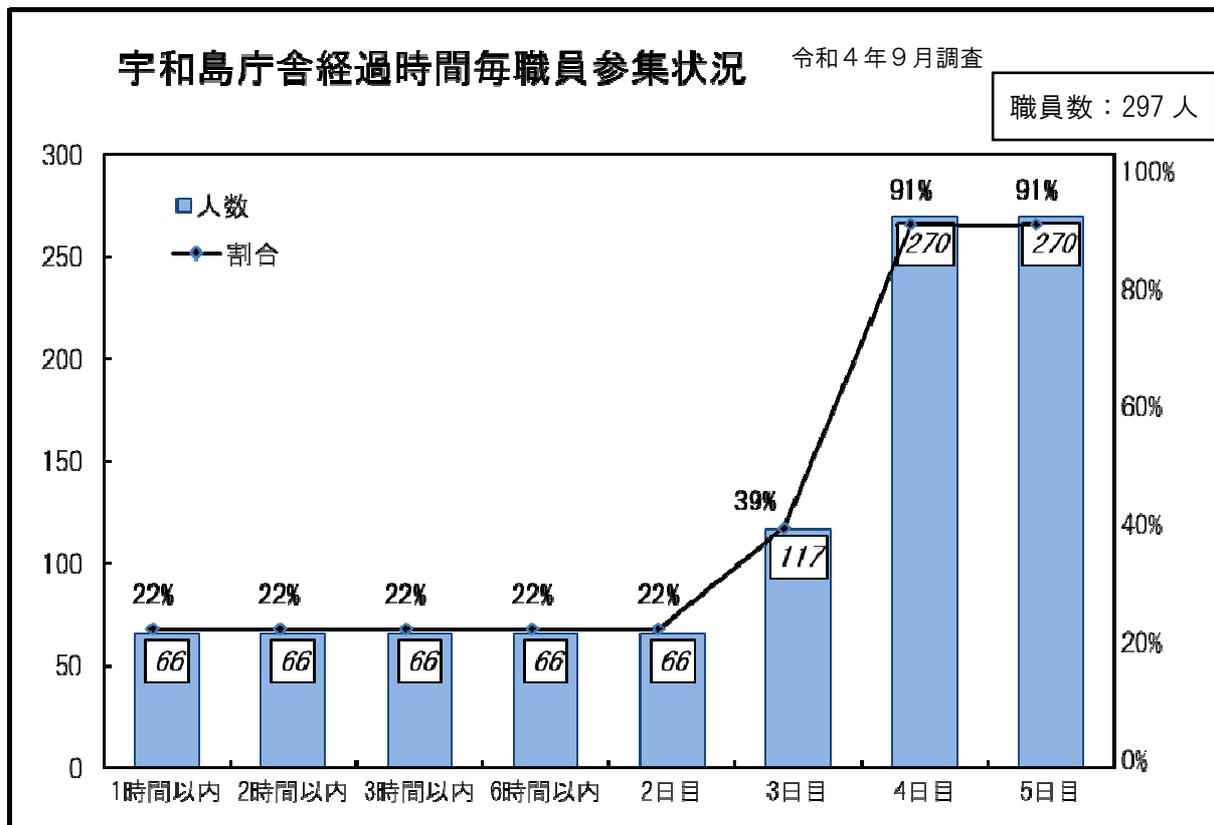
南予地方局及び八幡浜支局では、松山からの通勤者が多く、これらの職員については、県庁本庁舎を参集場所とする。

③宇和島庁舎及び八幡浜庁舎へ参集する職員の津波対応

津波浸水想定域内に所在する宇和島庁舎及び八幡浜庁舎に勤務する職員については、浸水被害が想定される場合には、自身の安全を確保したうえで津波到達までに参集が可能と判断した場合に限り、勤務先庁舎に登庁し、それ以外の職員については、津波が引いてから登庁することとしているが、参集可能な職員数を算出するに当たり、庁舎への津波到達を考慮し、発災直後は1時間内に参集が可能な職員のみを対象とし、それ以外の職員（最寄りの庁舎へ一旦参集した職員も含む。）は、2日後からの参集開始とする。

④経過時間毎職員参集人数及び参集率

宇和島及び八幡浜庁舎の発災から経過時間毎に職員参集人数を予測した結果は次のとおりである。



4.2.4 職員の応援体制

職員の登庁不能又は遅延等の理由により、業務に従事する職員が不足する場合においても、非常時優先業務の執行に支障をきたすことのないように、最低限の職員数を確保しなければならない。

このため、職員数が不足すると想定される職場については、次の「職員配置調整方針」に基づき、全庁的に職員の配置調整を行い、非常時優先業務を執行していく。

また、専門的な知識を要する業務で職員が不足すると想定される場合は、事前に、部内又は部局間における応援体制を整備しておくとともに、OB職員等の活用も検討しておく。

【職員配置調整方針】

- 1 職員不足により非常時優先業務の遂行が困難な場合の職員の配置調整については、南予地方局全体で行う。
- 2 まず、部所内で調整したうえで、なお、応援が必要な場合は、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室が必要な配置調整を行う。
- 3 八幡浜地方司令室は職員の配置調整を行う場合は、南予地方司令部総務班に報告し承認を得る。なお、緊急の場合は、事後報告とする。
- 4 応援を要請する部所は、応援者の従事業務・職種、人数、期間等配置調整に必要な事項を整理のうえ、応援要請を行うものとする。
- 5 南予地方局全体での配置調整を行ったうえで、なお、応援が必要な場合は、県災害対策本部（人事班）に要請する。

なお、居住地から宇和島、八幡浜庁舎までの距離が遠く、公共交通機関の途絶等により長期にわたって参集が困難と想定される職員は、居住地から最寄りの庁舎へ登庁し、所属長に報告を行ったうえで、自身が所属する部局の非常時優先業務に従事する。

このため、所属長は、事前に所属職員が庁舎へ登庁できない場合の代替登庁先として登庁する庁舎を調査し、または、他部局から所属庁舎へ登庁可能な職員の情報を交換するなどして、非常時優先業務が適確に遂行できる人数を確保することに努める。

4.2.5 職員の勤務体制

長期間に及ぶ非常時優先業務の適確な遂行や、帰宅困難や職員不足のための過度の勤務等による、職員の身体的、精神的な疲労を軽減させるため、交替勤務体制や休息場所の確保などの検討を行う。

【勤務体制方針】

- ① 所属長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、交替勤務体制を整備する。ただし、職員の不足等により、交替勤務体制整備が困難な場合は、部局単位で交替勤務体制を整備する。
- ② 所属長は、職員が帰宅しない日が3日間を超えて勤務することのないように留意しなければならない。
- ③ 庁舎管理課は、帰宅困難職員、または長時間勤務職員が休憩・休息・仮眠できるスペースを庁舎内に確保するよう努める。

4.2.6 職員のメンタルヘルスケア

災害応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため、災害時のこころの回復の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職によるラインケア等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと、職場の環境改善に係る対策を講じる。

4.2.7 その他

- (1) 応急業務と優先すべき通常業務を継続するために必要な職員をあらかじめ指定しておくなど、所属職員が従事しなければならない業務を明確にしておく。
- (2) 勤務時間中に発災した場合は、職員や来庁者が被災する可能性もあることから、負傷者の救出や応急手当などの措置が行えるよう、必要な機材（バール、のこぎり、ジャッキ等）や備品（救急箱、三角巾等）の備蓄に努める。
- (3) 職員は、地震等による自宅の被害を軽減し、確実に参集できるよう家具の固定や住宅の耐震化等に努める。

4.3 安否確認

各所属は、災害時において掌握する非常時優先業務を円滑に執行するため、業務従事職員を確保しなければならない。

このため、発災時には、まず、職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握し、業務の執行体制を確保しておく必要がある。

4.3.1 安否確認の方法

発災時における安否確認は、職員の携帯電話による「愛媛県防災メール」の安否確認機能によることを基本としている。ただし、携帯電話を持っていない等により未登録の職員については、各所属で作成している災害時の所属職員の連絡先、連絡方法及び配備体制等を記載した職員連絡体制に基づき、電話連絡により行うこととしている。

4.3.2 安否確認の実施手順

(1) 事前の対応

安否確認を円滑に行うため、次の事項については、事前に対応しておく。

- ① 携帯電話メールアドレスに「愛媛県防災メール」が配信されるよう、事前にメールアドレスを登録する。
- ② 「愛媛県防災メール」未登録の職員については、各所属において連絡先、連絡方法等記載した職員連絡簿を作成する。

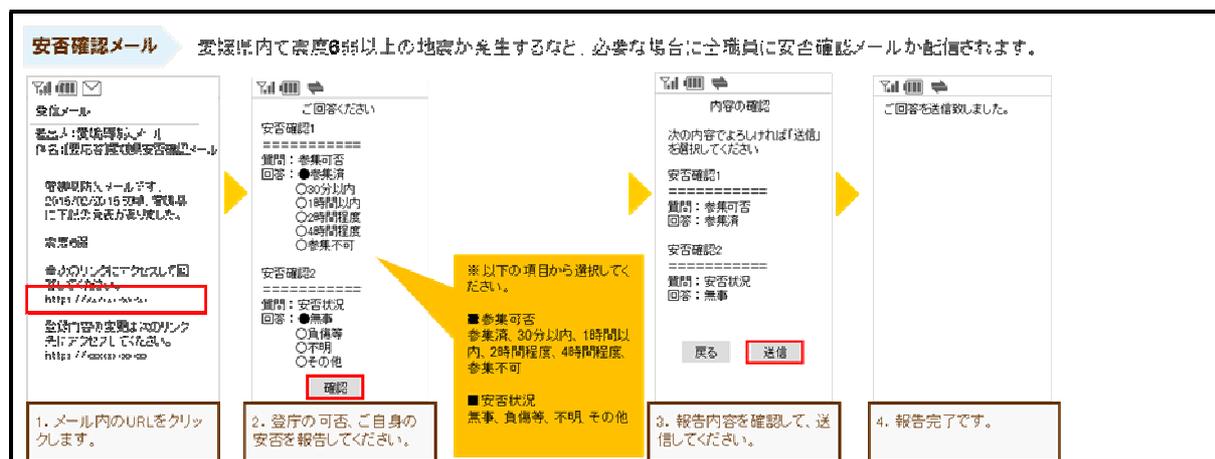
(2) 安否確認の手順

安否確認は、次の手順により行うものとする。

① 職員の安否確認

- ア 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、「愛媛県防災メール」から職員に対し、安否確認メールが配信される。
- イ 職員は、自身の安否情報及び登庁可否を入力し、報告する。
- ウ 各所属は、愛媛県防災メールに報告された所属職員の安否情報及び登庁可否情報により、状況把握に努める。
- エ なお、携帯電話を所有していないなどの理由により、メールによる安否確認ができない職員については、電話によるものとする。

愛媛県防災メールによる安否確認メール



② 職員の家族の安否確認

- ア 非常時優先業務に従事するため、家族の安否を確認する余裕のない職員について、所属長は、他の所属員に対し、当該職員に代わって家族の安否確認を行うよう指示することとする。
- イ 家族の安否確認ができない職員は、所属長の了解を得たうえで帰宅する。この場合、家族の安全が確保できた時には、所属長に報告のうえ、参集等の指示を仰ぐこととする。
- ウ 勤務時間内に発災した場合など家族の安否を確認する必要がある場合に備え、職員は、家族間でメールや災害用伝言ダイヤルなどを活用した連絡方法を確認しておくものとする。

4.3.3 チャットツールの活用

「愛媛県防災メール」による安否確認のほか、携帯電話を用いた「LoGoチャット」の活用により、所属職員間等の報告、連絡、相談など意思疎通や情報共有を図るものとする。

4.4 指揮命令系統の確立

災害時に組織を維持し、業務を迅速かつ適確に執行していくためには、所属の指揮命令系統を確立しておくことが重要である。このため、所属長の被災や出張などによる不在により長時間連絡が取れず、指示を仰ぐことができない場合に備え、各所属における指揮命令系統を確立しておく。

4.4.1 決裁者不在時の代理者

災害対策地方本部長である地方局長が事故や不在等の非常時には、地方局長が登庁するまでの間、地域産業振興部長、健康福祉環境部長、農林水産振興部長、建設部長の順でその職務を代理することとしている。

また、支部長である支局長が事故や不在等の非常時には、支局長が登庁するまでの間、総務県民室長、税務室長、総務県民室主幹、総務県民室防災対策係長の順でその職務を代理することとしている。

なお、地方局事務決裁規程等において、各所属の決裁者に対する代決者（第1次代決者及び第2次代決者）が定められている。

4.4.2 職務の代理

意思決定権者が不在の場合の職務の代理は、次の方針により行うものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 発災時に意思決定権者と連絡が取れない場合には、予め定めた順序でその職務を代理するものとする。② 意思決定権者が勤務地に参集できない状況にあっても、連絡がとれ指示を仰ぐことが可能な場合は、その職務の代理は行わない。なお、この場合、業務継続に支障がないよう通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。 |
|--|

4.4.3 発災時の対応手順

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 発災時に各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の安否を確認する。② 確認が取れなかった場合及び参集が困難な場合は、他の幹部と連絡を取り「職務代理の方針」に基づいて職務の代理を行う。 |
|---|

4.4.4 その他

参集体制を確保するため、地方局長、支局長等が不在の場合でも、24時間365日対応が可能なように、代理者を含めた夜間・休日の当番表を作成している。

4.5 市町災害対策本部への連絡員（災害時情報収集職員（リエゾン））の派遣

東日本大震災では、市町村庁舎が被災し、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握ができない事態が生じたことから、県では、平成 25 年 3 月に「愛媛県災害時情報収集職員派遣要領」を策定し、災害対策本部地方本部又は支部が、必要に応じて被災市町へ連絡員を派遣し、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合においても迅速かつ適切な支援を実施することとしている。

4.6 広域応援受入体制の確保

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、県内外からの人的・物的支援を受け入れる際に中心となる「広域防災拠点」を選定するとともに、支援の受入体制や手順等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」を平成 27 年 3 月に策定している。また、他県等と様々な応援協定を締結している。

4.7 民間事業者等との連携

県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、様々な分野の民間事業者等と災害時における応援協定を締結している。発災時には、協定内容を踏まえ、民間事業者等へ協力内容を伝達する。

そのため、各部局においては、実際の発災時に円滑に協力依頼が行えるよう、平常時から訓練等を通じ、連携に向けた意思疎通を図ることとする。

【大規模災害時における民間との協定一覧】

- 帰宅困難者支援に対す支援協定
- 食料・飲料水・生活物資等の調達に関する協定
- 交通輸送に関する協定
- 応急復旧に関する協定 等

4.8 業務執行体制確保の発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した直後の職員の確保や長期間に及ぶ非常時優先業務に適確に取り組んでいくため、速やかに業務執行体制を確保する必要がある。

発災からの時間経過毎の対応は次のとおり。

時間経過	対応手順
発災直後	<p>○勤務時間内に発災した場合</p> <p>◇安否確認 →所属長は職員の安否確認を行い、幹事課を通じて地方司令部（室）へ報告 →所属長は職員の家族の安否確認の実施にも配慮</p>
	<p>○勤務時間外に発災した場合</p> <p>◇安否確認 →自己及び家族の安否確認後、自動参集 →職員は愛媛県防災メールにて安否応答、登庁可否の報告</p> <p>◇職員参集 →「危機発生時の職員行動基準」により全職員が自動参集し、所定の場所で業務に従事</p>
発災直後 ～ 数時間	<p>◇指揮命令系統の確保 →各所属は速やかに意思決定権者の安否を確認し、指揮命令系統を確保する →意思決定権者と連絡が取れない場合は、あらかじめ定めた順に職務を代行する</p> <p>◇職員の安否確認状況 →各所属は職員の安否確認状況を取りまとめ、地方司令部（室）へ報告</p> <p>◇職員の参集状況の把握 →各所属は職員の参集状況を取りまとめ、地方司令部（室）へ報告</p> <p>◇市町災害対策本部への連絡員（災害時情報収集職員（リエゾン））の派遣</p> <p>◇津波避難ビルへの避難者の受入れ</p>
数時間後 ～ (随時)	<p>◇職員の配置調整 →従事可能職員の不足により、非常時優先業務の執行が困難と予想される部局は、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室に対し他部局からの職員の配置調整の要請を行う →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、他部局の職員参集状況等を勘案し配置調整を行う</p> <p>◇応援受入体制の確保</p> <p>◇民間事業者等との連携</p>
数時間後 ～ 1日	<p>◇交替勤務体制の整備 →長期間に及ぶ非常時優先業務に適確に対応できるよう、職員の交替勤務体制を整備</p>

第5部 業務継続のための執務環境の確保

第5部で示す非常時優先業務に必要な物的業務資源の確保対策の中には、庁舎の耐震化や非常用電源の確保など多額の予算措置を要するもの及び全体的に取り組むべきものが多く含まれている。

しかしながら、これら対策の多くは地方局単独で実施していくことは困難であり、他の地方局と連携し、防災局等本庁関係部局が主体となって総合的・計画的に対策を講じるよう要請していく必要がある。

5.1 庁舎（執務室）

被害想定
・宇和島庁舎、八幡浜庁舎ともに揺れによる倒壊等の恐れはないものの、宇和島庁舎は1階まで、八幡浜庁舎は2階まで、津波による浸水の可能性がある。

5.1.1 現状

宇和島庁舎は平成4年に、八幡浜庁舎は平成8年に建築されたものであり、昭和56年の建築基準法における耐震基準改定後の建築物である。

庁舎	建築年・構造
宇和島庁舎	平成4年 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1F地上8F
八幡浜庁舎	平成8年 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1F地上8F

5.1.2 南海トラフ巨大地震が発生した場合の庁舎の利用想定

南海トラフ巨大地震が発生した場合、次のとおり庁舎利用が想定される。

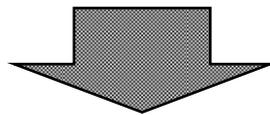
	宇和島庁舎	
	【発災直後から津波警報解除等まで】	【津波警報解除等により避難者退去後】
7階	○大会議室、第一・第二会議室を津波避難ビルの避難場所として開放。避難者の状況に応じて、予備室や講師控室を使用。	○大会議室を「南予地方本部会議室」等として使用。 ○第一・第二会議室を浸水により使用不能となった1階執務室の代替執務室として使用。 ○予備室や講師控室を他機関、他部局からの応援部隊の控室として使用。
6階	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】
5階	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。
4階	○「南予地方本部会議」「南予地方本部地方司令部」の場所として、総務県民課及び地域政策課執務室とする。	

3階		
2階		
1階	浸水想定	浸水想定
地下1階	浸水想定	浸水想定

八幡浜庁舎	
7階	○被災直後、大会議室を津波避難ビルとして開放 ○中会議室は、必要に応じて地方指令室で用途を指定して使用(他機関からの応援職員の執務室等)
6階	} ○空スペースを1・2階執務室の代替執務室として使用
5階	
4階	
3階	
2階	浸水想定
1階	浸水想定
地下1階	浸水想定

5.1.3 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害を防止するため、速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する必要がある。 ・庁舎が使用不能となった場合、代替施設へ移転し業務を継続しなければならない。 ・宇和島庁舎及び八幡浜庁舎ともに、津波が到達すれば浸水した執務室・設備等は継続使用できない。
-----------	---



対策	<ul style="list-style-type: none"> ・万一の場合に備え、代替の執務先を検討しておくとともに、国、市町等の官公庁や民間施設との「大規模災害時における施設の利用に関する協定」締結等についても検討する。 ・庁舎の被災状況を確認するためのチェックリストを作成する。 ・全ての庁舎で、代替施設へ移転する際の書類等、持ち出し品を特定しておく。 ・長期間のライフラインの途絶に備え、代替施設の候補及び業務継続に最低限必要な資源の確保について、具体的に検討しておく。 ・宇和島庁舎1階及び八幡浜庁舎1～2階の移転先を庁舎上階会議室等に事前に指定しておく。
-----------	---

5.1.4 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の手順により庁舎（執務室）を確保する。

1 庁舎被災状況の確認

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する。立入禁止等の措置が必要な場合はその旨表示する。
- ② 被災建築物応急危険度判定が必要な場合は、判定士の資格を有する職員による判定結果を基に、庁舎の使用可否を判断するものとする。
- ③ 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、庁舎の被災状況及び庁舎利用上の注意点について、庁内に周知する。
- ④ 各部局幹事課は、所属の執務室の被災状況を取りまとめ、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室へ報告する。

2 代替執務室（施設）への移転

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、庁舎の使用が不可能と判断した場合は、速やかに庁内職員に周知するとともに、代替施設への移動を指示する。
- ② 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、各部局から執務室の使用が不可能であるとの報告を受けた場合は、速やかに代替執務室を指定し、当該部局へ移動を指示する。
- ③ 移動の指示があった部局は、速やかに代替執務室（施設）へ移動し、非常時優先業務が再開できるよう対処する。
- ④ 津波により浸水したフロアの執務室は、直ちに指定した上階の会議室等へ移転し、業務を再開する。
- ⑤ 八幡浜支局にあっては、勤務時間内に津波警報・大津波警報が発令された場合は、庁舎1・2階執務室のあらかじめ指定された重要物品の代替執務室への移設を開始する。

<代替執務室に必要な業務資源>

- ①会議室等（業務スペース）
- ②机・椅子
- ③パソコン・プリンター（庁内LANと接続）
- ④電話・FAX・コピー機 など

5.1.5 宇和島庁舎及び八幡浜庁舎の代替施設の選定

（1）南予地方本部

- ① 宇和島庁舎が被災等により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。
- ② ただし、津波被害等で宇和島庁舎の一部執務室が使用できない場合であっても、庁舎の健全性が確認でき、防災通信機器の継続使用が可能な場合は、引き続き4階総務県民課及び地域政策課執務室又は7階大会議室に南予地方本部を置くこととする。
なお、火災の発生等により職員の安全確保が困難と判断される場合は直ちに移転する。

(2) 八幡浜支部

- ① 八幡浜庁舎が被災等により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。
- ② ただし、津波被害等で八幡浜庁舎の一部執務室が使用できない場合であっても、4階フロアの使用が可能であって、防災通信機器の継続使用が可能な場合は、引き続き4階フロアに八幡浜支部を置くこととする。

なお、火災の発生等により職員の安全確保が困難と判断される場合は直ちに移転する。

(3) 対策班

- ① 平常時の執務室とするが、揺れや津波の被害で執務室の使用が困難となった場合は、使用可能な庁舎内会議室等を代替執務室とする。この場合の執務室の調整は南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室で行う。
- ② 庁舎が被災により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。

なお、建設部においては、津波到達までに参集が不可能な職員は、須賀川ダム管理事務所を代替施設とすることとしており、また、八幡浜土木事務所においては、庁舎被災時の代替施設として、西宇和農業協同組合（①本店4階役員会議室、②神山支店2階ホール）と協定を締結している。さらに、大洲土木事務所においては、庁舎被災時の代替施設として、四国地方整備局大洲河川国道事務所と協定を締結している。（なお、四国地方整備局が使用できない期間は、八幡浜支局を代替施設とする。）

- ③ 南予地方局及び八幡浜支局に勤務している職員には松山地域に居住している職員が多いことから、松山地域居住の参集不可能な職員については、県庁本庁舎を参集場所とし、各対策班は発災当初の指揮命令系統等体制に混乱を招かないよう必要に応じ、通信連絡方法等について予め検討し、所属職員に周知しておく。

(4) その他

- ① 庁舎が被災により継続使用ができない場合は、別途定める連絡網により所属職員に対し周知する。
- ② 代替施設の選定に当たっては、施設の位置、活動スペースの広さ、電力、通信手段、ライフライン等業務資源の確保の可否について考慮する。

5.2 電力

被害想定

- ・ 発災後24時間は外部からの電源供給はないと想定（短時間で復旧又は停電しないことも想定される）。

5.2.1 現状

①宇和島庁舎

- ・ 被災により外部からの電源供給がストップした場合には、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給することとなる。非常用発電設備は、消火栓・泡消防ポンプ、消防設備、非常灯、地下車両用リフト、中央エレベータ2基、揚水ポンプなどに電力を供給する庁舎用非常用発電機及び、防災通信システムに電力を供給する防災用非常用発電機がある。
- ・ 各執務室の天井照明は、庁舎用非常用発電機から電力が供給される一部のみ点灯。
- ・ 各執務室の庁内LAN端末、コピー機等OA機器類については、庁舎用非常用発電機から電力が供給される一部のコンセント（赤い丸シールを貼付）から給電されるもののみ使用可能。
- ・ 庁舎用非常用発電機（非常用電源建屋に設置）及び防災用非常用発電機（庁舎屋上に設置）ともに、3日間程度の稼働期間を想定している。

<庁舎用非常用発電機による電力供給場所>

	供給される照明灯	供給されるコンセント
7階	大会議室	大会議室の一部
6階	教育事務所、電話交換所	教育事務所、電話交換所の一部
5階	農業振興課	農業振興課の一部
4階	総務県民課、地域政策課	総務県民課、地域政策課の一部
3階	管理課、建設企画課、道路課	管理課、建設企画課、道路課の一部
2階	企画課、試験室	企画課、試験室、印刷室の一部
1階	浸水想定	浸水想定
地下1階	浸水想定	浸水想定

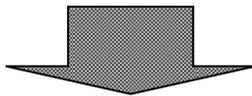
※2階以上のトイレ及び更衣室は点灯

②八幡浜庁舎

- ・ 被災により外部からの電源供給がストップした場合には、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給することとなる。非常用発電設備は、消火栓・泡消防ポンプ、消防設備、非常灯、中央エレベータ1基、車両用リフトなどに電力を供給する庁舎用非常用発電機及び、防災通信システムに電力を供給する防災用非常用発電機がある。
- ・ 庁舎用非常用発電機から供給される非常用電源は一部の執務室でしか確保されていないため、庁内LAN端末、コピー機等OA機器類が使用できない。
- ・ 庁舎用非常用発電機（非常用電源建屋に設置）及び防災用非常用発電機（庁舎屋上に設置）ともに、3日間程度の稼働期間を想定している。

5.2.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none">・非常用電源が一部の執務室にしか供給されないため、停電時には庁内LAN等の情報システムやコピー機等の電気機器類を一部しか使用できず、業務執行上の大きな支障となる。・長時間の停電に備え、非常用発電設備が稼働できるだけの燃料を確保する必要がある。
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none">・被災時に早期の電力復旧を図るため、電気事業者や電気設備工事業者との連絡体制を確保しておく。・必要最低限の事務機器等を使用するための非常用電源の確保対策として、事前に可搬型発電機を配備しておく。・非常用発電設備用燃料の備蓄に備えるほか、緊急時には、優先的に業者から燃料供給を受けられるよう事前に協議しておく。・各階執務室におけるコンセント及び照明の拡充を図る。
----	---

5.2.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により電源を確保する。

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方指令室は停電の優先的な復旧等について電気事業者及び電気設備事業者に要請する。
- ② 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方指令室は、停電による非常用設備及び防災通信システム等の使用停止を回避するため、非常用発電設備及び携帯型非常用発電機の燃料補給体制を整える。

5.3 上下水道

被害想定

- ・発災後10日程度は、外部からの給水なし。
- ・発災後相当期間は、下水道が使用できない。

5.3.1 現状

①宇和島庁舎

- ・発災直後は漏水、破断等による二次災害を防止するため、給排水管の健全性が確認できるまでは、上下水道ともに使用できない。
- ・断水時には、通常の使用量であれば1日間程度は、上水道について、高架水槽の残留水による継続給水が可能。
- ・庁舎が浸水した場合には、受水槽が汚染し、洗浄が必要となるとともに、ポンプも故障することが想定される。
- ・宇和島市の下水処理場は津波対策が講じられておらず、機械設備が被害を受けた場合は再開に時間を要する。

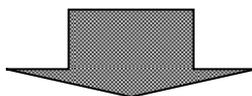
②八幡浜庁舎

- ・発災直後は漏水、破断等による二次災害を防止するため、給排水管の健全性が確認できるまでは、上下水道ともに使用できない。
- ・断水時には、通常の使用量であれば1日間程度は、上水道について、高架水槽の残留水による継続給水が可能。
- ・庁舎が浸水した場合には、受水槽が汚染し、洗浄が必要となるとともに、ポンプも故障することが想定される。
- ・下水道は、八幡浜市公共下水道の浸水等により機能停止となるため、公共下水や電力が回復するまで使用できない。

5.3.2 課題及び対策

課題

- ・発災後は、給排水管の健全性が確認できるまでは上下水道を使用できないため、早期の使用再開のための対策が必要である。
- ・庁舎が浸水した場合には、受水槽の洗浄とポンプの復旧が必要である。



対策

- ・給排水管の被災状況を確認するためのチェックリストを作成する。
- ・飲料水及び簡易トイレの必要量を備蓄等により確保する。
- ・トイレが不足する場合には、事業者等にレンタルトイレの確保等を依頼する。
- ・浸水時に早期に復旧できるよう、業者との連絡体制を確保しておく。

5.3.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により上下水道の早期再開に努めるなど飲料水やトイレを確保する。

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、漏水による二次災害を防止するため、発災直後から給排水管の安全性が確保されるまでは、給排水を停止し、その旨庁内に周知するとともに、発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するよう措置を講じることとする。
- ② 非常用発電設備からの電力供給により取水が可能な状況であっても、飲料水としての使用については、保健所の水質検査受検後とする。
- ③ 貯水槽の貯留水を少しでも長く持たせるため、職員は可能な限り節水に努めることとする。
- ④ 断水の間は、災害発生時の職員の初動対応用として各庁舎に備蓄している簡易トイレを使用する。なお、トイレが不足する場合には、事業者等にレンタルトイレの確保等を依頼する。
- ⑤ 津波により受水槽等が浸水した場合には、受水槽、ポンプ等の早期復旧に努める。

5.4 執務室内

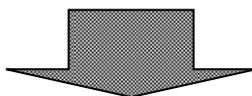
被害想定	
	・ロッカー、キャビネット転倒、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱が発生すると想定。

5.4.1 現状

執務室内のロッカー・キャビネットの転倒、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱が発生すると、それらの整理に多くの人数と時間を要するとともに、パソコンやプリンタなどのOA機器類は、物的被害により使用できる数量が限られてくることとなる。

5.4.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none">・勤務時間中に発災した場合は、ロッカー等の転倒、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離等により職員が負傷し、業務遂行に必要な人員が確保できない恐れがある。・発災直後は、散乱した書類等の整理に追われ、業務への着手が遅延し、迅速な業務執行の妨げとなる。・執務室のロッカー等の転倒等防止対策、窓ガラスの飛散防止対策、天井パネルの剥離防止等の実施率を向上させる必要がある。
----	---



対策	<ul style="list-style-type: none">・ロッカー等の転倒、ガラスの飛散、天井パネルの剥離やパソコンの落下等の被害防止対策を実施する。・ロッカーの上など、高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。
----	---

5.4.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により執務環境を整え、活動スペースを確保する。

- ① 執務室に参集した職員は、非常時優先業務の開始（再開）に支障を生じないように片付けを行い、執務環境を整える。
- ② 必要に応じて南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室に連絡し、職員の応援や資機材の提供を要請する。
- ③ 各部の幹事課は、部内執務室の被災状況を取りまとめ、南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室へ報告する。
- ④ 南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室は、会議室や共用スペース等の片付けを行う。

5.4.4 その他

夜間に発災し、停電により室内照明が確保されない場合に備え、暗い中でも片付け等が行えるよう、簡易照明（懐中電灯等）の備蓄に努めるとともに、平常時から職員間で保管場所を共有しておく。また、職員は登庁時に懐中電灯を持参するよう呼び掛ける。

5.5 エレベータ

被害想定

- ・発災直後、エレベータは最寄りの階に着床し、停電時には利用できなくなると想定。

5.5.1 現状

①宇和島庁舎

- ・エレベータは庁舎中央に2基、西寄りに1基設置しているが、地震等により停電した場合、3基とも最寄りの階に強制的に着床し、自動でドアが開くよう設定されている。また、中央エレベータ2基には非常用電源が供給されているものの、保守点検業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができない。なお、西寄りの1基には非常用電源は供給されていない。
- ・車両用リフトには非常用電源が供給されており、停電時にも使用可能。
- ・庁舎が浸水した場合でも、エレベータの箱が浸からなければ故障しない。

②八幡浜庁舎

- ・エレベータは庁舎中央に2基、西寄りに1基設置しているが、地震等により停電した場合、3基とも最寄りの階に強制的に着床し、自動でドアが開くよう設定されている。また、中央右側1基には非常用電源が供給されているものの、保守点検業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができない。なお、西寄りの1基、中央左側の1基には非常用電源が供給されていない。
- ・車両用リフトには非常用電源が供給されており、停電時にも使用可能。
- ・庁舎が浸水した場合でも、エレベータの箱が浸からなければ故障しない。

5.5.2 課題及び対策

課題

- ・エレベータの運転再開は、点検業者による安全確認の後となり、使用再開には時間を要する。



対策

- ・被災時に迅速な対応が可能となるよう、保守点検業者との連絡体制を確保しておく。
- ・職員又は来庁者の閉じ込めへの迅速な対応ができるよう訓練等を実施する。

5.5.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順によりエレベータの被災等に対応する。

- ① 南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室は、エレベータの管制状況について確認を行う。
- ② 職員又は来庁者の閉じ込めがあった場合は、迅速な救出に努めるとともに、救出目処等の情報提供を適切に行うなど、閉じ込め者の不安解消に努める。
- ③ 南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室は、保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。
- ④ 点検の結果、エレベータの使用制限を行う必要があると判断した場合は、その旨、庁舎内に周知する。

5.6 食料・飲料水等の備蓄等

被害想定	
	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水の必要量が増大し、災害対応職員用の物資が不足すると想定。 ・発災後10日程度は外部からの給水がないと想定（上下水道被害想定）。 ・発災後1週間程度は下水道が使用できない想定（上下水道被害想定）。

5.6.1 現状

①食料・飲料水等

「危機発生時の職員行動基準」では、職員に対し、登庁時に食料及び飲料水の持参も求めているが、勤務時間内に発災した場合には、食料等の確保が困難となることや、食料・飲料水の必要量が増大し、災害対応職員用の物資確保が困難になると想定されることから、南予地方局、八幡浜支局においては、災害時における職員用の食料、飲料水（346名×3日分）を毎年5分の1ずつ備蓄・更新している。

②簡易トイレ

トイレの使用については、上下水道施設の再開・復旧を待つしかなく、断水時には混乱することとなるほか、発災直後は断水如何に関わらず、給排水管の健全性が確認されるまでは使用停止となるため、災害対策本部の業務に従事する職員の初動対応物資として、ポータブルトイレ及びトイレ用消耗品を、宇和島庁舎は本館7階に、八幡浜庁舎は庁舎4階にそれぞれ備蓄している。

③文房具等オフィス用品

全ての庁舎において、コピー用紙や文具等オフィス用品については、各所属である程度の在庫は確保されている。

5.6.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙及び文具類等消耗品については、急な発災に備え一定の在庫品を確保しておく必要がある。 ・発災直後や完全断水となった場合は、トイレなど上下水道施設を使用できない。 ・コピー機等機械類の故障に対する迅速な対応が必要である。
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、必要な用品類等をリストアップし保有状況を把握しておくとともに、常時必要量を確保しておく。 ・職員用の食料・飲料水（3日分）、簡易トイレ等を備蓄しているほか、ノコギリ等の救出機材、救急箱、懐中電灯等の必要量についても備蓄する。 ・庁舎内の自動販売機、売店の事業者に対し、災害時の食料や飲料水の優先的提供について、協定の締結等も含めて検討しておく。 ・職員は自宅や勤務先での食料及び飲料水の備蓄に努める。 ・コピー機等の機器類の保守点検チェック体制を確立する。
----	--

5.6.3 発災時の対応

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、備蓄している食料及び飲料水を配分するとともに、簡易トイレの準備等を行うものとする。
- ② 執務室へ参集した職員は、コピー機等機器類の使用の可否について確認し、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室へ報告する。
- ③ 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、コピー機の破損等の状況を把握するとともに、必要に応じ保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。

5.7 空調・ガス

被害想定
<ul style="list-style-type: none">・ 宇和島庁舎のガスは発災後相当期間、外部からの供給が無い。空調もガス供給再開まで使用することは出来ない。・ 八幡浜庁舎の空調は復電するまで使用することはできない。ガスは影響なし。

5.7.1 現状

①宇和島庁舎

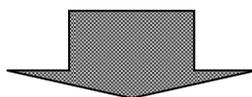
- ・ 空調設備の熱源に都市ガスを利用し、設備の起動には電力が必要であるため、ガスと電気の供給が再開するまでは使用できない。
- ・ 庁舎の浸水により、空調設備も故障する。
- ・ 7階大会議室及びO Aルームは個別空調となっており、復電すれば使用可能となる。
- ・ 保健所系統も個別空調となっているが、庁舎が浸水した場合には使用不能となる。

②八幡浜庁舎

- ・ 空調設備の熱源にA重油を利用しており、庁舎の浸水により重油タンク、空調設備も浸水し、使用できなくなる。
- ・ 復旧には設備の交換、清掃を要するため長期間を要する。
- ・ なお、3階・4階O A室、4階会議室、7階中会議室及び大会議室は個別空調となっているため、復電すれば使用可能となる。

5.7.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none">・ 復旧には設備の交換、清掃を要するため長期間を要する。
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none">・ 被災時に迅速な対応が可能となるよう、保守点検業者との連絡体制を確保しておく。・ ガス・空調が被災した場合のチェックリストを作成する。
----	---

5.7.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により空調・ガスの被災等に対応する。

- ① 空調・ガスの被害状況について確認を行う。
- ② 保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。
- ③ なお、点検の結果、空調の使用制限を行う場合は、その旨、庁舎内に周知する。

5.8 公用車

被害想定

宇和島庁舎及び八幡浜庁舎ともに津波による浸水被害を受け公用車が使用できなくなると想定。

5.8.1 現状

①宇和島庁舎（R5.3.22現在）

- ・四輪車61台の公用車を所有している。
- ・津波が庁舎まで到達した場合、全車が使用できなくなる。
- ・車両用リフトに非常用電源が供給されているものの、地震による自動停止後はエレベータ業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができず、地下駐車場保管の24台は退避できない。

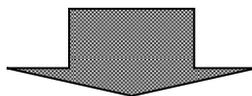
②八幡浜庁舎（R5.3.22現在）

- ・四輪車51台の公用車を所有している。
- ・津波が庁舎まで到達した場合、全車が使用できなくなる。
- ・車両用リフトに非常用電源が供給されているものの、地震による自動停止後はエレベータ業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができず、地下駐車場保管の17台は退避できない。

5.8.2 課題及び対策

課題

- ・公用車不足により、公用車が必要な現地調査等の非常時優先業務の遂行に支障を来す恐れがある。



対策

- ・災害応急対策や非常時優先業務に必要な公用車のうち地下駐車場以外の車両については、津波被害を防止するため、住民避難の妨げにならない範囲で、発災後直ちに高台等（八幡浜庁舎においては近隣の市営立体駐車場等の高所）に退避させる。ただし、道路等が被災しておらず、通行が確保できる場合に限る。
- ・発災後に非常時優先業務の遂行に支障が出ないように、必要に応じ各庁舎・所属間で公用車の台数調整を行う。

5.8.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により執務環境を整え、公用車の確保に努める。

- ① 公用車所管課は、公用車の被災状況を取りまとめ、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室へ報告する。
- ② 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、一般車両について、必要に応じ各庁舎・所属間での台数調整を行うとともに、それでも台数が不足する場合には、県本部に調達を求めるものとする。
- ③ 一般車両以外の車両については、各対策班が県本部の各対策部等を通じて調整・調達するものとする。

5.8.4 その他

津波が庁舎まで到達しない場合のほか、大規模災害の発生に備え、公用車へのこまめな満タン給油を行う。

(公用車所管課で、給油に関するルールをあらかじめ決めておく。)

5.9 情報システム

被害想定
<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は情報システムが使用できないと想定。 ・情報システムの使用は復電半日程度後から順次使用可能となると想定。 ※非常用電源設備から電力供給が受けられるものは、発災直後から順次使用可能。

5.9.1 現状

全庁的な業務を取り扱っている主な情報システムとしては、庁内LANシステムや県庁と地方局等を商用回線で結んだ広域通信網の愛媛情報スーパーハイウェイ及び財務会計のオンライン処理などを行っている大型電子計算機がある。

庁内LANシステムについては、平成24年度に更新を行い、非常用電源設備が充実し堅牢な民間データセンターにサーバを集中配置するなどして耐災害性を確保した。また、庁内LANネットワークや愛媛情報スーパーハイウェイの通信機器等を設置しているNOC室及び大型電子計算機を設置している大型電子計算機室について、平成26年度に設置された非常用電源設備により、停電時も電力供給がなされることとなった。

しかし、非常用電源が確保されていない情報システムが一部残っているほか、端末機や、端末機と情報システムとの間のネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていない場合も、停電時には情報システムが利用できないこととなる。

また、物理被害による故障、断線等や、緊急停止を行ったものについてはデータ障害も想定され、この場合、情報システムの復旧には時間を要する。

なお、ICT（情報通信技術）に係る業務継続計画として、平成25年度に「愛媛県ICT分野の業務継続計画（「愛媛県ICT-BCP」という。以下同じ。）を策定し、非常時においても情報システムを用いた適正かつ迅速な業務が執行できるようにするための具体化された全庁共通方針が別途定められている。

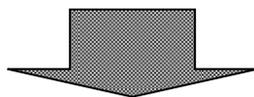
【庁内LAN等情報システム復旧目標時間：県庁側】

システム名	システムの概要	発災後からの復旧目標時間
庁内LANシステム		
庁内LANネットワーク	各庁舎内に張り巡らされた全庁共通のLAN配線と愛媛情報スーパーハイウェイ等を活用し庁舎間を接続した庁内の通信網であり、インターネット及びLGWAN（国・全国の自治体同士を接続する閉域通信網のこと。以下同じ。）とも接続されているネットワーク	12時間後
県ホームページ	県から住民等に対して情報発信するための重要な広報手段の一つとなっている機能	

<ul style="list-style-type: none"> ・職員向けポータル機能 ・グループウェア機能 ・文書管理・電子決裁機能 ・予算編成支援機能 ・会議室予約機能 	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、庁内回覧板、電子メール、全庁掲示板、スケジュール管理、文書管理・電子決裁、予算編成支援、会議室予約等、各種の業務処理を行うための機能	24 時間後
公関係・庁内系の庁内クラウド設備 (各所属管理の仮想サーバの稼働環境の提供)	情報政策課が各所属向けに提供しているサーバ統合基盤であり、各所属が庁内LANネットワーク上で個別にサーバを設置していた業務サーバを仮想サーバ方式で稼働させる環境を提供するための設備	
<ul style="list-style-type: none"> ・マイドキュメント ・所属ドキュメント (ファイルサービス) 	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、本人や所属職員のみがアクセス可能なほか、データバックアップが自動でなされる保護されたデータ保存領域	36 時間後
愛媛情報スーパーハイウェイ	本庁、地方局・支局、各土木事務所を商用回線で結んだ広域通信網であり、庁舎間を接続するためのネットワーク	6 時間後
大型電子計算機 (汎用機)	財務会計や県税に関するオンライン処理業務、給与、県債償還、奨学資金などの業務を電算処理するための設備	6 時間後
財務会計オンライン	公金の支出・収入手続き等	24 時間後 (各端末)
県税オンライン	県税の課税、収納手続き等	

5.9.2 課題及び対策

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムは、「非常時優先業務を効率的に実施するために必要不可欠な業務基盤である。」との認識のもと、可能な限り被災による情報通信システムの停止を回避し、また、被災により情報通信システムが停止した場合においても、速やかに復旧し業務再開できるよう初動対応の具体的手順を確立するなど、情報システムを所管する各課(「情報システム管理課」という。以下同じ。)において、必要となる対策を施す必要がある。 ・停電した時は、非常用電源が確保されていない情報システムや、情報システムの非常用電源が確保されていても、端末機及びネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていないものは利用できないため、業務執行上の大きな障害となる。 ・財務会計(公営企業財務会計を含む)オンラインが停止した場合に備え、支払の遅延や緊急払い等に対応できるよう手処理による支払手続きの検討が必要である。 ・非常用電源が確保されていない各庁舎のサーバ及び愛媛情報スーパーハイウェイの機器等は、停電状態が続いていれば、県庁の中央サーバ等が復旧した後でも当該システムを復旧させることはできない。 ・非常用電源が確保されていない執務室では、当該システム復旧後においても停電状態が続いていれば、当該システムを復旧させることができない。 ・一般電源が復旧し、停電が解消されても、パソコン等に物的被害がある場合は、使用することができない。 ・津波により庁舎が浸水し、電力供給設備等に被害が発生した場合には、周辺地域が復電した後も庁舎内の電源供給が長期に渡り行えず、情報システム自身が稼働可能な状況であっても、当該システムを使用することができない。
--------	--



対 策	<ul style="list-style-type: none">・「愛媛県 ICT-BCP」に基づいた、情報システムの物理的・技術的・人的対策を徹底する。・非常用電源が確保されていない情報システムについて、NOC室や民間データセンターに設置する等して、非常用電源を確保する。・非常用電源が確保されていない端末機及びネットワーク経路上の通信機器について、非常用電源を確保する。・宇和島庁舎、八幡浜庁舎ともに、庁舎周辺に津波浸水があったとしても、復電次第、速やかに必要な電源供給を各執務室等に行えるよう、浸水階以下の関係設備（電力引込み部、配電盤、非常用発電機等）について、浸水対策として高所移設を実施している。（令和2年3月）・公金の支払いなど特に発災後2日以内に着手しなければならない非常時優先業務については、パソコン、プリンタ等を利用しない手作業等による代替方法及び手作業等の処理内容のシステムへの取り込み方法も決めておく。・非常時優先業務に関わるものなど、共有すべき重要なデータについては複数職員での共有化を図る。（外部記憶装置による必要最小限データのバックアップ及び共有の検討）・システムの保守点検業者に対して、発災後の早期参集体制の確立を要請するとともに、発災時の保守点検を優先的に確保できるよう、契約内容を見直すなど、情報システム復旧の迅速化対策を講じる。・パソコンや機器類等の転倒防止対策を講じ、物的被害を抑える。
----------------	--

5.9.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により情報システムの早期復旧を図る。

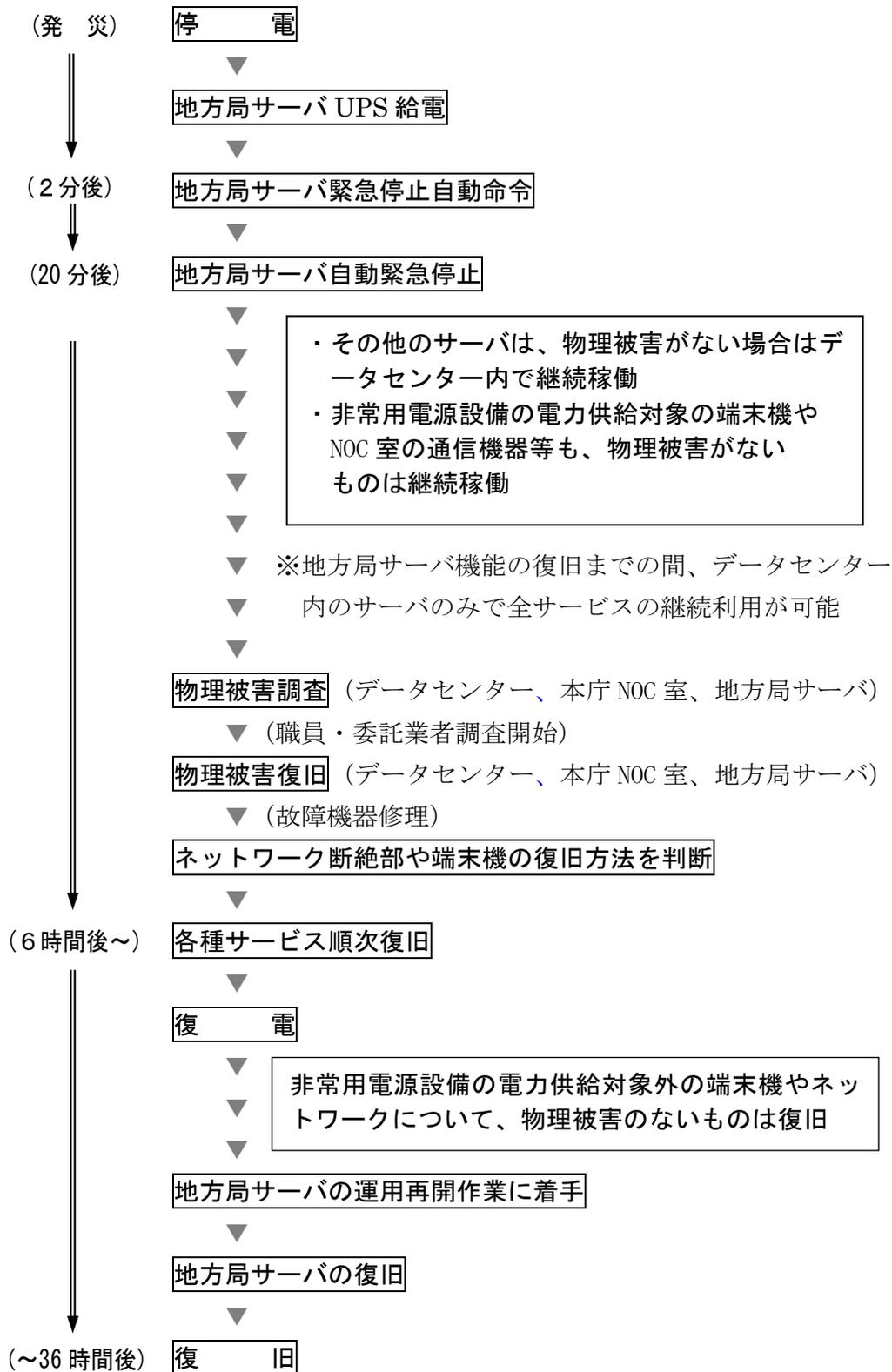
○県庁側

- ① 発災後、登庁した情報システム管理課職員は、情報システム機器の物的損壊の確認を行うとともに、保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。
- ② 情報システム管理課は、あらかじめ作成した復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステムの復旧を図る。
- ③ 情報システム管理課は、システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部に適宜報告するとともに、庁内に周知する。

○地方局側

- ① 発災後、登庁した職員は、情報システム機器等の物的被害の確認を行い、各庁舎の情報システム担当課に報告する。
- ② 各庁舎の情報システム担当課は、情報システム機器等の物的被害状況を、県庁の情報システム管理課並びに南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室に報告する。
- ③ 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、情報システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部へ適宜確認する。

庁内 LAN システム復旧イメージ



5.10 通信(電話・FAX・電子メール等)

被害想定

- ・ 一般電話は、発災後1週間程度は輻輳によりつながりにくいと想定。
- ・ 庁内LANが復旧するまで電子メールによる通信はできないと想定。

5.10.1 現状

①電話回線

(宇和島庁舎)

- ・ 電話交換機(蓄電設備あり)は、停電時には非常用発電設備からの電力供給はなく、蓄電池が消耗すると、外線、内線ともに使用できなくなる。ただし、4階総務県民課及び1階警備員室に設置の2台については、使用可能。
- ・ 災害時にも輻輳(回線が混み合いつながりにくくなる状態)の影響を受けにくく、発信が可能となる災害時優先電話を一定数確保している。
- ・ 防災対策室には、災害時優先電話に加え、防災通信システム回線を収容しているFAX1台を所有しており、防災通信システムからの非常用電源の供給を受けることとなるため、停電時等の有効な通信方法となり得る。
- ・ 電子メールの使用は庁内LANの復旧を待つこととなる。

(八幡浜庁舎)

- ・ 電話交換設備(蓄電設備あり)は、停電時も庁舎用非常用発電設備から電力供給され使用可能であるが、非常用発電設備による給電停止後、蓄電池が消耗すれば交換機機能もストップする。
- ・ 電力を必要としない直通電話30回線等を確保しているが、このうち一定数については、輻輳の影響を受けにくい災害時優先電話となっている。
- ・ 総務県民室には、災害時優先電話に加え、防災通信システム回線を収容しているFAX1台を所有しており、防災通信システムからの非常用電源の供給を受けることとなるため、停電時等の有効な通信方法となり得る。
- ・ 総務県民室には、災害時優先電話の携帯電話1台も配備している。
- ・ 電子メールの使用は庁内LANの復旧を待つこととなる。

②防災通信システム

県では、災害時に県と県内市町等との情報伝達・収集手段を確保するため、地上系と衛星系の防災通信システムを整備しており、県庁からの一斉通報、電話、気象データ・災害映像配信等の機能を有している。

地上系：ブロードバンドによる有線通信と全県移動局による無線通信
衛星系：地域衛星通信ネットワーク、衛星インターネット、衛星携帯電話による衛星通信

停電時にも対応できるよう、地上系及び衛星系専用の非常用発電設備による非常用電源を確保しており、発災直後から県庁・地方局、市町、消防等の防災関係機関への双方向の電話、FAX等での連絡は可能である。

③衛星携帯電話

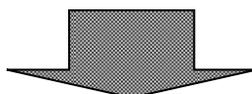
防災対策室、総務県民室及び各土木事務所等には、それぞれ衛星携帯電話が配備されており、南海トラフ巨大地震等が発生した場合に、管内市町に派遣される災害時情報収集職員(リエゾン)用の衛星携帯電話各1台が配備されている。

④衛星回線

総務県民課（宇和島庁舎）及び総務県民室（八幡浜庁舎）には、衛星インターネット端末が各1台設置されており、インターネットの利用が可能である。

5.10.2 課題及び対策

課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 民間への連絡発信は、輻輳の影響を受けない災害時優先電話を使用することとなるが、回線数が限られているため、災害時優先電話設置場所の周知や使用方法について検討。・ 停電時には防災通信システム以外のFAXや庁内LANを利用した電子メールや回覧板による通信手段の確保が不可能となる。
----------------	--



対 策	<ul style="list-style-type: none">・ 執務室設置のFAXや庁内LAN等情報システムを継続運用させるため非常用電源を確保する。・ 災害に強い通信手段の多重化及び回線の絶対数を確保する（電話、メール（インターネット）、FAX機能）。・ 通信事業者に対して、災害時における優先的な復旧を要請する。・ 防災通信システムの回線数を増加する。
----------------	---

5.10.3 その他

発災時には停電や電話の輻輳により、通信手段が制約される中でも、次のとおり継続して使用可能な通信連絡方法により、関係機関との連携を図りながら情報収集活動等の災害対策業務に取り組んでいかねばならない。

- ① FAXは非常用電源が設置されている執務室のものが引き続き使用可能であるが、台数に限りがあることから使用は必要最小限となる。
- ② 民間団体など外部への連絡は、関係各課に割り当てられている災害時優先電話（発信の場合に輻輳の影響を受けない）を使用する。
- ③ 必要に応じ輻輳の影響を受けにくい携帯電話メールや携帯無線機も活用する。
- ④ 被害状況等の県民等への広報については、庁内LANが復旧するまでホームページによることはできないため、報道機関や市町と連携を図りながら対応する。

5.11 来庁者への対応

被害想定
<ul style="list-style-type: none">・ 勤務時間中に地震が発生した場合、来庁者の負傷や帰宅困難者が出る可能性がある。・ 勤務時間外であっても、庁舎外（庁舎付近）の帰宅困難者が庁舎内に流入する可能性がある。・ 宇和島庁舎と八幡浜庁舎は、津波避難ビルに指定されており、住民が避難してくることが予想される。

【来庁者への対応方針】

① 避難場所の指定

来庁者用の避難場所は、各庁舎7階の会議室等とするが、被災により同所が使用できないなど状況に応じて非常時優先業務の妨げにならないよう、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、速やかに庁舎内に来庁者用の避難場所を指定し、庁内に周知する。

② 来庁者の誘導

来庁者については、非常時優先業務の妨げにならないよう、一旦庁舎内の指定した避難場所に誘導し、庁舎周辺の安全が確認された後に、庁舎外への移動を案内する。

③ 帰宅困難者への対応

庁舎外（庁舎付近）の帰宅困難者については、原則、近隣の避難場所へ移動するよう勧めることとするが、近隣の被災状況等から受け入れる場合には、庁舎内に指定した避難場所に一時誘導し、庁舎周辺の安全が確認された後、庁舎外への移動を案内する。

④ 負傷者への対応

負傷者の付近に居合わせた職員は、移動させることが困難な負傷者や急病人については、救急・救命措置、応急手当など必要な措置を速やかに行うものとし、医療機関による手当てが必要とされる負傷者や急病人については、医療機関への引き渡しを行う。

⑤ 津波避難ビルとしての対応

宇和島庁舎は宇和島市から、また、八幡浜庁舎は八幡浜市から津波避難ビルに指定されており、津波発生時には多くの近隣住民が庁舎に避難してくることが予想される。一方、災害対応拠点としての役割も併せ持っているため、避難住民への対応は非常時優先業務の執行の妨げとならない範囲で、両市と連携しながら対応していく必要がある。

（避難場所）

- ・ 住民の避難場所は、宇和島庁舎が7階大会議室、第一・第二会議室、避難者等の状況に応じて、予備室や講師控室とし、八幡浜庁舎は7階大会議室とする。

（避難誘導員の指名）

- ・ 避難住民を避難場所にスムーズに誘導するため、事前に避難住民誘導員（以下「誘導員」という。）指名する。

（誘導方法）

【勤務時間内】

- ・ 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、発災後直ちに宇和島庁舎は7階大会議室、第一・第二会議室、八幡浜庁舎は7階大会議室を開錠する。

- ・大津波警報が発表された場合は、各階に所属する誘導員のうち、1名は1階玄関・ロビーで、1名は所属階の西側階段付近で待機し、誘導業務に従事する。（八幡浜支局にあっては、津波警報・大津波警報が発表された場合は、あらかじめ指定された誘導員が、指示者の指示に従い1階E Vホール、東西出入口付近ほかで待機し、誘導業務に従事する。）業務従事に当たってはエレベーターが使用できないことを呼び掛ける。

【勤務時間外】

- ・大津波・津波警報が発表された場合（八幡浜支局にあっては津波警報が発表された場合も含む）は、避難住民を受け入れるため、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令部（総務班及び八幡浜地方司令部が到着していない場合は地震発生時の緊急配備要員）は警備員と連携の上、玄関ほか、宇和島庁舎は7階大会議室、第一・第二会議室、八幡浜庁舎は7階大会議室を開錠する。
- ・総務班及び八幡浜地方司令部（総務班及び八幡浜地方司令部が到着していない場合は地震発生時の緊急配備要員）は、避難住民を7階会議室等へ誘導する。
- ・総務班及び八幡浜地方司令部は、避難住民への対応のため、非常時優先業務の執行が困難と判断した場合は、避難住民への対応について直ちに宇和島市及び八幡浜市へ応援要請を行う。

【庁舎周辺の指定避難所】

①宇和島庁舎

○指定避難所

- ・パフィオうわじま（宇和島市鶴島町8-3）
- ・市立和霊小学校（宇和島市伊吹町甲111番地）
- ・闘牛場（宇和島市和霊町496番地2）

②八幡浜庁舎

○指定避難所

- ・市立愛宕中学校（八幡浜市愛宕335-1）
- ・市立愛宕保育所（八幡浜市愛宕山487-3）

5.12 業務資源確保の発災時の対応

業務を継続していく上で必要な資源を確保するための発災時の対応を時系列に示すと次のとおり。

時間経過	対応手順	
発災直後	<p>○勤務時間内に発災した場合</p> <p>◇職員・来庁者の負傷者対応・避難誘導 →職員・来庁者等の負傷・閉じ込めを救助し、応急措置。 →火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合は屋外へ避難。余裕のある場合に限り、重要データ等を持ち出す。 →屋外への避難の必要がない場合は、来庁者を7階大会議室等へ一旦誘導し、周辺の安全確認後に庁舎外への移動を案内。</p> <p>◇火災への対応 →火災があれば、119番通報するとともに、庁舎管理課の指示に基づき可能な限り消火活動を行う。</p> <p>◇公用車の退避 →津波被害を逃れるため、住民避難の妨げにならない範囲で公用車を高所へ退避させる。</p> <p>◇地震（津波）情報の収集伝達及び避難 →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、地震（津波）情報を収集し、庁内に伝達。必要に応じ、庁舎上階への避難を指示。</p> <p>◇津波避難ビルとしての避難住民の受入れ →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、玄関及び7階大会議室等を開錠、避難誘導を行う。</p>	
	発災直後 ～ 数時間	<p>◇庁舎等の被災状況確認及び二次災害の防止 →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は速やかに庁舎等の被災状況を確認し、二次災害を防止するため、庁舎等の利用上の注意点等について庁内に周知。 →各所属は執務室の被災状況について、幹事課を通じて南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室へ報告。 →給排水管の安全確認までトイレ使用不能のため、<u>使用不可の旨を周知</u>。</p> <p>◇執務室及び会議室等の片付け →執務室を片付け、執務スペースを確保。 →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室の指示に基づき、会議室等共用スペースを片付け。</p> <p>◇庁内LAN等情報システム及びコピー機等機械類の被災状況の確認 →速やかに被災状況を確認するとともに、使用困難な場合は保守点検要員の確保又は確保依頼のための報告を速やかに行い、早期の復旧を図る。</p>
数時間 ～ 1日		<p>◇代替執務室への移転 →庁舎の被災状況確認後、執務室の使用が困難と判断された場合は、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は代替執務室を指定し、該当部局へ移転を指示。 →代替執務室への移転を指示された部局は速やかに移転し、業務を再開。</p> <p>◇電力の確保 →非常用発電設備の継続使用を可能とするため、補給燃料を確保。 →状況により、電気事業者及び電気設備業者へ電力の優先的な復旧等について要請。</p>

	<p>◇食料及び飲料水等の確保 →南予地方本部及び八幡浜地方司令室は、職員用の備蓄食料・飲料水等を配分。</p> <p>◇簡易トイレ等の準備 →南予地方本部及び八幡浜地方司令室は、職員用の備蓄簡易トイレを準備 →トイレが不足する場合には、業者等に対し、レンタルトイレの確保等を依頼。</p>
<p>発災直後 ～2日</p>	<p>◇庁内LAN等情報システムの復旧 →復電後から保守点検要員による復旧作業が開始され、機能別に順次復旧 →情報システム担当課は、復旧状況について、南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室へ報告するとともに、庁内へ周知</p>
<p>12時間後 ～3日</p>	<p>◇エレベータ等の復旧 →復電後から保守点検要員による復旧作業が開始され、機能別に順次復旧。</p> <p>◇使用不能機能の代替措置の検討 →浸水等により復旧に相当期間を要する機能について、代替措置を検討。</p> <p>◇可搬式発電機の起動準備 →非常用発電設備の燃料切れによる停止に備え、可搬式発電機の起動準備を行う。</p>

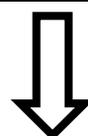
第 6 部 発災前の防災対応

6.1 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

【国】

現象発生	① 想定震源域またはその周辺で、M6.8以上の地震が発生 ② 通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性 ③ その他、プレート境界の固着状態が変化した可能性		
5～30分	南海トラフ地震臨時情報（調査中）		
最短2時間	半割れの場合 ↓ 臨時情報 （巨大地震警戒）	一部割れまたは ゆっくりすべりの場合 ↓ 臨時情報 （巨大地震注意）	臨時情報 （調査終了）



対応終了

【県】

県災害対策本部会議または県災害警戒本部会議の開催		
体制	○「半割れケース」では、1週間は 災害対策本部体制 ○その後1週間は、原則として災害 警戒本部体制	○「一部割れケース」では、1週間は 災害警戒本部体制(原則)又は災害対 策本部体制(例外) ○「ゆっくりすべりケース」では、す べりが収まるまで災害警戒本部体制
○防災危機管理課 ・国の指示事項、災害対策本部会議等の開催結果を直ちに市町等に連絡 等 ○関係部局 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する施設等の点検 ・大規模地震発生後の応急対策の確認 等 ○県民に対して、今後の備えについて呼びかけ ・家具の固定 ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家庭における備蓄の確認 など		



【市町・住民】

1週間	・後発地震発生で避難完了できない 住民及び要配慮者は事前避難 ・地震の備えの再確認 ・自主避難 等	・地震の備えの再確認 等
2週間目	・地震の備え再確認 等	—
2週間以降	—	—

6.2 風水害に関する気象情報等の発表時の防災対応

県は、風水害に関する気象情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

	設置基準	参集基準	配備基準
警戒体制又は警戒準備体制	①県内に大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報が発表されたとき	①県民環境部防災局職員 ②地方局総務県民課職員 ③関係課職員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害警戒本部	①県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く） ②その他知事が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害対策本部	①県内に気象業務法第13条第2項に基づく特別警報が発表されたとき ②相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③その他知事が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左

第7部 事前に実施すべき主な対策の取組方針

発災時に業務資源に制約を受けた場合でも、業務を継続していけるよう、事前に実施すべき主な対策を計画的に実施していく。

なお、予算措置が必要なもの及び全県的に対応していくべきものなど地方局単独では実現困難なものについては、防災局及び本庁関係部局等と協議していく。

【取組方針A】速やかに取り組んでいく対策

資源等	対策	取組内容	実施担当
電 力	非常用発電設備の燃料補給体制の確保	長時間の停電にも対応できるよう、庁舎、防災情報通信システム用の非常用発電設備並びに携帯用発電機の燃料補給体制を確保する。	庁舎管理課
	浸水被害時の電力応急復旧方法の検討	電力事業者及び電気設備業者等との連絡体制を確保するとともに、浸水被害を生じた場合の電力応急復旧方法について、検討・協議しておく。	庁舎管理課
執務環境	ロッカーの上など高所への書類や荷物の保管禁止	落下物による人的被害及び書類等の散乱等を防止するため、ロッカーの上などの高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。	各所属
	ロッカー等の転倒防止、窓ガラスの飛散防止対策の実施	ロッカー等の転倒や窓ガラスの飛散による人的被害を防止するため、ロッカー等の転倒防止対策や窓ガラスの飛散防止対策を実施する。	各所属
通 信	災害時優先電話の配備先等の見直し検討	災害対策本部体制や非常時優先業務量の実態に即した災害時優先電話の配備先等の見直しを検討、実施する。	防災担当課 関係各課
	通信連絡訓練の実施による資機材の操作等習熟	発災時等に迅速な災害応急対策に活用できるよう、定期的な通信連絡訓練を実施し、資機材の操作に習熟しておく。	関係各課
共 通	非常時優先業務に必要なマニュアルの作成	職員参集が困難な場合でも非常時優先業務を実施できるよう、必要なマニュアルを整備する。	各所属

【取組方針B】中期的（5年以内）に取り組んでいく対策

資源等	対策	取組内容	実施担当
庁 舎	庁舎の耐震性確保	建築基準法改正以前に建築された庁舎については、耐震診断を実施し、耐震性の確保に努める。	庁舎管理課
電 力	宇和島庁舎及び八幡浜庁舎の非常用発電設備等の浸水対策	両庁舎の非常用発電機等について、津波等浸水時にも機能不全とならないよう、高所移設を実施した。（令和2年5月完了）	庁舎管理課
備 蓄	職員用の食料、飲料水及び簡易トイレ等の備蓄品の確保	業務を継続していくうえで必要な職員用の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄を計画的に実施する。	防災担当課

【取組方針C】今後、必要性も含め検討していく対策

資源等	対策	取組内容	実施担当
電力	受電系統の2系統化の検討	受電系統の2系統化について、非常用発電設備等の更新等も考慮の上、今後検討する必要がある。	庁舎管理課
エレベータ	耐震性の確保	宇和島庁舎エレベータ1・2・3号機について、改修工事を行い、耐震性確保に努める。	庁舎管理課

【取組方針D】民間等の協力を得ながら検討していく対策

資源等	対策	取組内容	実施担当
庁舎等	庁舎等の被災状況チェックリストの作成	庁舎、上下水道配管、エレベータ、空調等の被災状況を確認するための実施手順などを示したチェックリストを業者と相談して作成することで、速やかに資源使用の可否判断を行うなど、二次災害の防止に努める。	庁舎管理課
職員	専門職の確保	専門的な知識が必要な業務において、発災時に職員確保が困難と予想される場合には、OB職員の活用などについても検討する。	関係各課

第8部 計画の維持管理及び推進

8.1 訓練の実施

8.1.1 訓練の目的

訓練等を通じて、職員が業務継続の重要性や災害時における各自の役割を認識することで、県としての組織的な対応力の向上を図る。

8.1.2 定期的な訓練の実施

人事異動や組織改正等による職員の役割変更及び新たな課題の洗い出しや計画の検証のため、定期的に訓練を実施する。

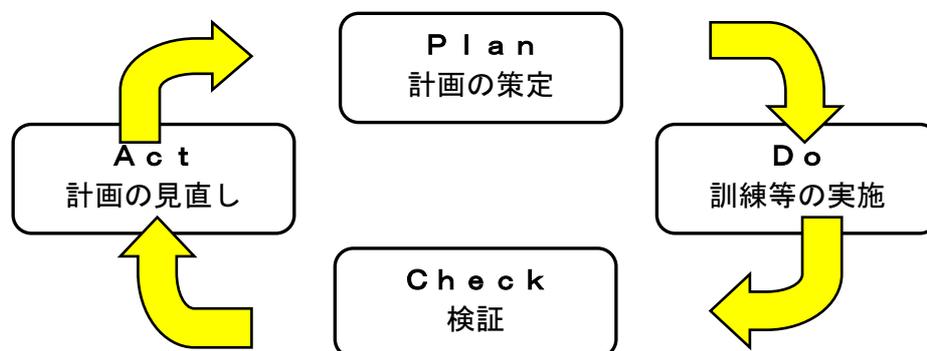
8.1.3 訓練の例示

シェイクアウト訓練、通信連絡訓練、資機材操作訓練、徒歩参集訓練、停電時対応訓練、初動対応訓練、職員安否確認訓練 など

8.2 業務継続計画の推進

8.2.1 業務継続計画のマネージメント

定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善等に伴い、P l a n（計画の策定）、D o（訓練等の実施）、C h e c k（検証）、A c t（計画の見直し）といったP D C Aサイクルを通じて、計画の持続的改善を行う業務継続マネージメントを推進する。



8.2.2 業務継続マネージメントの推進体制

業務継続マネージメントを推進するための局内組織として「愛媛県防災・減災対策推進会議」を中心に、全庁的な取り組みとして本計画の継続的改善をマネージメントしていく。

8.2.3 業務継続計画の実効性の確保

- (1) 本計画で明らかとなった業務継続上の課題を克服し、地方局としての責務を果たせるよう『事前に実施すべき主な対策の取組方針』等に基づき対策を実施していく。
- (2) 対策の実施に当たっては、他の地方局及び防災局等本庁関係部局と連携し災害対応力の向上を図るとともに、所属毎に災害時の対応を具体的に示した「災害時行動計画」（仮称）を作成し、同計画をより実効性のあるものにしていく。